

## 民 生 教 育 委 員 会 会 議 錄

### 招 集

令和7年12月16日（火）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）松 田 真 哉 （副委員長）門 脇 一 男  
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 又 野 史 朗 矢田貝 香 織  
吉 岡 古 都 渡 辺 穂 爾

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】橋尾部長

[市民一課] 小乾次長兼課長

[市民二課] 足立課長

[保険年金課] 日浦課長 白鳥課長補佐兼保健業務担当課長補佐  
永野健康推進室長 足立年金医療担当課長補佐

[市民税課] 木下次長兼課長

[固定資産税課] 高見課長

[収納推進課] 大野原課長

[環境政策課] 足立次長兼課長 木村環境保全担当課長補佐  
口田環境保全担当係長

[クリーン推進課] 高浦課長 池口課長補佐兼廃棄物担当課長補佐  
清水生活環境担当主任

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 渡部課長 大谷課長補佐兼福祉政策担当課長補佐  
安東福祉政策担当係長

[福祉課] 木村課長補佐兼保護第三担当課長補佐

[障がい者支援課] 伊藤次長兼課長 柴田計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 山崎課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 小西課長 金川統括保健師兼健康総務担当課長補佐  
林健康総務担当係長

[フレイル対策推進課] 賴田課長 桑本課長補佐兼事業推進担当課長補佐  
古儀事業推進担当主任

【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

[こども政策課] 永榮課長 國谷子育て政策担当課長補佐  
宮中こども育成担当課長補佐

[こども相談課] 山川課長

[こども施設課] 矢野次長兼課長 樹本子育て施設担当課長補佐

[こども支援課] 長尾次長兼課長 田中課長補佐兼子育て支援担当課長補佐

**【教育委員会】長谷川局長**

[こども政策課] 永榮課長

[こども施設課] 矢野次長兼課長 前畠課長補佐兼学校施設担当課長補佐  
仁澤学校施設担当係長

[学校教育課] 仲倉次長兼課長 平野課長補佐 鉄尾指導・学務担当課長補佐  
宇山指導・学務担当係長

[学校給食課] 長谷川課長 藤岡課長補佐兼給食担当課長補佐

**【参考人】**

陳情第105号

提出団体 米子生活と健康を守る会 石橋佳枝 氏

陳情第106号及び陳情第107号

提出団体 米子西高等学校みらいチャレンジ6D 石破慶治 氏

**出席した事務局職員**

毛利局長 田渕議事調査担当係長 松原議事調査担当係長 松田調整官

**傍聴者**

安達議員 稲田議員 岩崎議員 大下議員 奥岩議員 田村議員 徳田議員

戸田議員 塚田議員 津田議員 西野議員 錦織議員 森田議員 森谷議員

報道関係者3人 一般2人

**審査事件及び結果**

議案第90号 米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第91号 米子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について [原案可決]

議案第92号 米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について [原案可決]

議案第93号 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第95号 米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第96号 米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第97号 米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第98号 米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第99号 米子市児童文化センターの指定管理者の指定について [原案可決]

陳情第105号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情 [不採択]

陳情第106号 米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例の一部改正に関する陳情 [不採択]

陳情第107号 米子市内においての路上等でのタバコ等のポイ捨て対策の強化を求める陳情 [不採択]

## 報告案件

- ・米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案について [福祉保健部]
- ・米子市フレイル対策推進指針（案）について [福祉保健部]
- ・第16回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果について [市民生活部]
- ・官民連携・泳力向上学習について（モデル事業実施報告）[教育委員会]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○松田委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、12月10日の本会議で当委員会に付託されました議案9件及び陳情3件について審査するとともに、4件の報告を受けます。なお、陳情に係る意見陳述者の有無によって、審査順が異なることをあらかじめご承知ください。

初めに、陳情第105号、生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体、米子生活と健康を守る会の石橋佳枝様に御出席いただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いします。  
また、説明は着席したままで構いません。

それでは、石橋様、お願いいたします。

○石橋氏（参考人） 米子生活と健康を守る会の石橋佳枝です。生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情について、陳述の機会をいただきありがとうございます。

2013年から2015年にかけて、3度にわたり生活保護の生活扶助基準が引き下げられたことについて、本年6月27日の最高裁判決で、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり、違法であるという判決が出されました。しかし、厚労省は、裁判で違法性が認められたデフレ調整に代わり、別の水準、消費水準を基に減額の議論を行い、その結果を先週の12月8日に2025年度補正予算として計上しています。デフレ調整ではマイナス4.78%であったものが、水準調整、これは低所得者下位10%の水準ですが、それではマイナス2.49%となり、全生活保護受給者への遡及支給額が大幅に減りました。総額およそ4,000億円と言われていたものが、1,479億円というふうになりました。また、原告のみにさらに2.49%を上乗せするということで、原告と他の保護利用者の分け隔て、分断をするものとなりました。

この政府の対応に対し、明くる日9日に法学研究者、井上英夫金沢大名誉教授ら123人から緊急声明が上がっています。国が水準調整という基準を持ち出したことについて、引下げ処分全体が最高裁により取り消されたのにもかかわらず、再度行政が保護費減額処分を行うことは、最高裁判決に上に行政の判断を置く、日本国憲法の基本原則である三権分立原則に違反する許されないことと厳しく批判され、日本が法治国家であり続けることを破壊する、日本の民主主義の根幹を破壊することにつながるとも述べられております。

御存じのように、生活保護基準は就学援助や国民健康保険の減免など、福祉や医療、介

護などの50余りに及ぶ国の制度に連動、影響をしています。その世帯の収入が、生活扶助費の1.3倍以下でなければ該当しないなどの基準があります。NHKの受信料や年金保険料や高校授業料の減免など、負担軽減に関するものもあります。生活保護基準は、国民の健康や命、暮らしを守る社会保障の要です。生活保護の基準の引下げによる各種制度への影響を調査し、不利益を回復することが必要です。国が最高裁判決に従い、全ての生活保護受給者に遡及支給を行うなど、陳情に掲げられた4点を実施することを求めます。

この陳情を採択していただきますよう、御審議をよろしくお願ひします。

○松田委員長 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 どうも、石橋さん、ご苦労さんです。先ほどの石橋さんのお話の中でも、最高裁で国が敗れて、全遡及すべきだみたいな御意見を言われたんですけど、最高裁判決で国家賠償というのはどういう判決になつてますか。

○松田委員長 石橋さん。

○石橋氏（参考人） 最高裁判決では、その前の引下げの処分を取り消すというふうな判決で、国家賠償をどこまでするということまでは書かれていなかつたというふうに思ひます。

○松田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 最高裁判決では、国家賠償部分は棄却されてる、認められなかつたんです、最高裁では。それを御存じないっていうのが、ちょっと私にはよく分かんないですけど。まあ、いいです。答弁がそれならいいです。

○松田委員長 よろしいですか。

ほかに。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 ありがとうございます。この陳情の文章の以下4点っていうところの、全面的な被害回復の措置、国において行われるように求められるよう、国の責任においてということで書いていらっしゃるんですけども、そもそもこの被害回復への対応について、執り行う実施主体っていうのは各地方自治体になるんじゃないかなというふうに思つてゐるところなんですね、その事務作業がですね。その上で、自治体の過重な負担を強いることなく、国の責任において何を行うようにとおっしゃっているのかというのが、少し全体の中で見えないので、御説明いただければと思うんですけど。

○松田委員長 石橋さん、どうぞ。

○石橋氏（参考人） 国の制度だけでも、厚労省が上げてるだけでも52の制度にこの生活保護かどうかということが関連していますんで、これを、大きな影響があるということなんですけど、そのところは、やはりこの生活保護基準というものが、国民生活が健康にちゃんと命をつなげて暮らしていくといけるというものになるための大変な要になつてゐるっていうのも先ほども言いましたけど、そこの問題です。で、大変広い範囲になりますが、しかし、そこのところの影響はしっかりと調査し、そして不利益はやはり解決されるべきであるというふうに思います。国は地方自治体任せでなく、国の制度というものについては、きちんと国の方が調査し、そしてそれを回復するようにするべきだというふうに思いま

す。

○松田委員長 よろしいですか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 ありがとうございました。私の中では、速やかな対応っていうところに、提出者の今の御説明を聞いたときに、制度の部分で今後このようなことが起こらないよう、52の制度が生活保護には関係するとおっしゃいましたけど、それらを整えていくということをおっしゃったのであって、最高裁判決を受けての速やかな対応を求めるという事務作業に関しては、国において対応を求めていくというものではないんじゃないかな、対応するのは実質現場なんじゃないのかなというふうに思っているところがありましたので、確認をさせていただきました。

○松田委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 では、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、この陳情の賛同議員であります錦織議員の説明を求めます。

賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

錦織議員。

○錦織賛同議員 錦織です。賛同意見を述べさせていただきます。

この生活保護基準引下げの裁判っていうのは、違法性を求める裁判っていうのは最後のとりで裁判と言われたように、本当に多くの人々を苦しめたものです。それで、今こうした最高裁判所が生活保護費の減額は違法であるというふうに判決を言い渡しましたが、最高裁判決対応専門委員会っていうのが開かれてまして、そこで蒸し返しの再減額改定というような議論も行われておりますが、これは人権じゅうりんを重ねるということにしかほかならないと思います。違法状態が今なお続いております。とりわけ、1,027名の原告のうち、2割を超える233名が既に亡くなっています。こうした原告をはじめ、多くの生活保護受給者、命あるうちに全面解決するよう求めて、この陳情を国に提出することはもっともだと思いました。以上です。

○松田委員長 賛同議員に対して質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。岡田委員から。

岡田委員。

○岡田委員 私は不採択を主張させていただきたいと思います。

先ほどいろいろと、るる御説明をいただきましたけれども、先ほど渡辺委員のほうからもありましたけれども、国家賠償については棄却されてるということで、当然最高裁の判断で賠償に関しては棄却ということですねんで、それに基づいて国家のほうで適切に判断をして、今対応をしておられるということありますので、市議会を通じてこういった陳情

を上げるということに関しては、採択をしないことを主張させていただきます。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 私は採択を主張いたします。

先ほどお話をありましたけれども、今の政府の方針は、改めて生活保護費の減額、これをやり直して当初の引上げとの差額を保障するっていう一部保障を選択したということで、さらには訴訟の原告にのみ特別給付金を上乗せ支給するっていうのも方針を出されているところですけれども、これらの国の対応に対しては、先ほどもありましたけれども、法律の専門家の方々、法学者ですけれども、判決が引上げ処分全体を取り消したにもかかわらず、再度引下げを行うことは、憲法の三権分立の原則に違反すると批判されてまして、生活保護法の平等の原理などから、訴訟を提起したか否かにかかわらず、全ての生活保護受給者に法定前基準との差額を全額支給すべきだという内容の声明を出されています。

それと、私の意見ですけれども、法令の不利益不遡及っていう原則から見れば、最高裁判決の効力っていうのは法令と同等の効力を持つと解釈されています。保護費の引下げが違法だとされた以上は、保護費の差額全額支給、生活保護利用者にとっては利益の遡及になりますけれども、それがまず行われることが前提となると思います。そこから考えれば、国的一部支給という方針は、一旦利益が得られるものに一部制限をすることになって、不利益を与えることになると考えます。本来行つてはならない不利益を遡及するという、不利益不遡及の原則から外れているのではないかと私は思います。これは賠償の話ではなく、単純に差額支給の話になってきますので、賠償とは違う話になってくると思います。

これらのこと踏まえて、私は採択を主張いたします。以上です。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 不採択を主張させていただきます。

この陳情、要望事項の4つをそれぞれ見させていただきました。特に1についての、生存権保障を掲げられている貴団体の思いというものは受け止めさせていただきますけれども、この手続の違法性と長期化をしているということをもって生存権の保障を侵害しているとされている点につきまして、まず私としては共感することができません。また、この速やかな対応を求めるにつきましては、厚労省の専門委員会等での議論を私なりにも見させていただきましたけども、その進捗を見守っていきたいというふうに思いますので、この陳情は不採択を主張させていただきます。

○松田委員長 次、伊藤委員。

○伊藤委員 私も不採択をお願いしたいと思います。

厚労省は、もう既に司法の最終的な判断が示されたことから、十分精査をして適切に対応していくとしており、専門委員会9回を開催されて対応の方向性は示されています。市も県から、対応できるよう準備していくというような通知があったというふうに聞いております。国の責任ということで、さっき矢田貝委員からもございましたが、やっぱり国の責任を追及しても、実際は現場の自治体が、担当課が、対象の絞り込みはじめ大変な事務が予想されています。費用は来ても、自治体が人、担当が現場で混乱しないように、各首長からの意見もありまして、ガイドラインの作成や窓口での対応マニュアルも求められているようです。そういうことは、時間がかかることはもう十分想定されますので、ここに陳情趣旨にございます速やかな対応は、これを求めるっていうのはちょっと現時点では難

しいのではないかと思い、意見書は提出しないこととしたいと思っております。以上です。

○松田委員長 次、吉岡委員。

○吉岡委員 私は採択を主張します。

生活保護制度は、誰もが利用する可能性のあるセーフティーネットであることから、この対象者だけでなく、国民の安心について大きな役割を持つ制度と認識をしております。そういったことから、最高裁で保護費の引上げに対して違法判決が出たことについて、対象者への心よりの謝罪と、また、先ほど来から意見があるように、地方自治体への対応も含めて、国は真摯に向き合い対処すべきと考えますので、この陳情は採択いたします。以上です。

○松田委員長 次、渡辺委員。

○渡辺委員 結局、先ほど意見もありましたけど、最高裁の判決というのは非常に重いと。そういう中で国家賠償は棄却をされてます。賠償じゃないという御意見もあるようすけども。そういう中で、厚労省は減額の一部と特別給付金を支給する方針だと。なお棄却されてもそういう措置を取っていくということですんで、我が国は法治国家ですから、最高裁の判決が出ているのに全額払えというような意見書を上げることは私は反対ですので、不採択とさせていただきます。

○松田委員長 次、門脇委員。

○門脇委員 私も採択しない、不採択でお願いいたします。

この陳情が11月26日に提出されておりますが、前後して様々なことがあったというふうに理解しております。ここにある、まず1番の真摯に謝罪をすることとありますが、11月7日の衆院の予算委員会で総理が謝罪している点、それから11月25日の会見で厚労大臣が謝罪している点、この点にもぜひ触れてほしかったなと思っております。そして、10月から11月にかけて、最高裁判決への対応に関する情報共有や意見交換が国と地方の間で協議されている点、また、11月17日の第9回の専門委員会において、対応策の報告書がまとめられている点、同じく11月21日には政府としての対応が決定して公表されている。こういうことから、国においても適切に対応が行われていると考えておりますので、陳情105号に関しては採択しない、不採択でお願いします。

○松田委員長 これより採決いたします。

陳情第105号、生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…吉岡委員、又野委員]

○松田委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第105号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本件は終了します。

次に、議案第96号、米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

渡部福祉政策課長。

○**渡部福祉政策課長** 議案第96号、米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

S i d e B o o k s 内の資料、令和7年米子市議会12月定例会議案65ページの議案第96号、米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定についてを御覧ください。米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定につきましては、先月の民生教育委員会で指定管理者候補者を決定した旨を、経過等を含めまして御報告をさせていただき、このたび地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を受けるものでございます。施設の名称は、米子市福祉保健総合センターで、併設の米子市保健センター及び米子市老人福祉センターを指定管理対象施設に含んでおります。また、所在地は米子市錦町1丁目139番地3でございます。指定管理者に指定する者は、旭ビル管理株式会社、所在地は米子市車尾5丁目1番1号でございます。指定管理者に行わせる業務の範囲につきましては、指定等の維持管理に関すること、指定等の利用に関すること、利用の促進に関すること等、指定管理対象施設の管理に関する業務を併設の保健センター及び老人福祉センターを含め一括して行うものでございます。また、指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。説明は以上でございます。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○**松田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○**松田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第96号、米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○**松田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤福祉保健部次長。

○**伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 議案第97号、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書68ページを御覧いただきたいと思います。米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者の指定につきましては、11月の本委員会におき

まして、指定管理者候補者の選定に至る過程及び理由等を御報告し、このたび地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を受けるものでございます。

指定管理の対象施設は、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズ、施設の所在地は、米子市心身障害者福祉センターが米子市皆生新田2丁目10番1号、米子サン・アビリティーズが米子市皆生3丁目16番20号で、この2施設を一括して管理させることとしております。指定管理者に指定する者は、社会福祉法人養和会、所在地は米子市上後藤8丁目9番23号でございます。指定管理者に行わせる業務の範囲につきましては、施設等の維持管理に関すること、施設の利用やその利用促進に関すること、対象施設の管理に関する業務を一括して行うものでございます。また、指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。説明は以上です。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第97号、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号、米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 議案第98号、米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について御説明いたします。S i d e B o o k s 内の資料、議案資料70ページ、議案第98号、米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを御覧ください。米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定につきましては、先月の民生教育委員会で指定管理者候補者を決定した旨を経過等を含めて御報告をし、このたび地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称は米子市シルバーワークプラザでございまして、所在地は米子市錦町1丁目110番地でございます。指定管理者に指定する者は、公益社団法人米子広域シルバーパートナーセンター、所在地は米子市錦町1丁目110番地でございます。指定管理者に行わせる業務の範囲につきましては、施設等の維持管理に関すること、施設等の利用に関すること、利用の促進に関すること等、対象施設の管理に関する業務を行うものでございます。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

でございます。説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと1点だけ教えてほしいんですけど、他の施設では、指定管理対象施設の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関することがあるんですけど、シルバーのはない。その理由だけを教えていただきたい。

○松田委員長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 このたび、指定管理者に指定する広域シルバー人材センターのからは、特に御提案もいただいておりませんので、こちらからも特に自主事業を特別してくださいということはお願いをしておりませんので、そういう事情でございます。

○松田委員長 よろしいですか。

吉岡委員。

○吉岡委員 2点ほど伺いたいと思います。施設の管理の業務の中にも利用促進という言葉が入っていると思うんですが、これまで提供していただいた資料によりますと、いわゆる使用料を払って施設の会議室などを利用する一般利用が極端に少ないというふうに感じております。そのことと、あと、このシルバーワークプラザの単独のホームページがないという広報の在り方について、今、市のほうで考えておられることがあれば教えていただきたいです。

○松田委員長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 シルバーワークプラザの貸し館部分の、いわゆる一般利用といいますか、その利用が少ないというところでございまして、こちらは確かに御指摘のとおりでございまして、行政の利用ですか、シルバー人材センターとしての利用がほぼでございまして、一般的の利用が少ないと。その理由としては、やはり隣接するふれあいの里を利用される方がかなり多くございますので、そういったところと、あとは施設の問題としてエレベーターがなかったりですか、施設のなかなか使い勝手が悪いというところも理由としてはあろうかと思いますが、そのほかにも、やはりシルバーワークプラザの貸し館部分がどなたでも使用できるということが、なかなか市民の皆様に周知が行き届いてないということも課題としては、あろうかと思います。今のシルバー人材センターのホームページの中で利用案内等を載せておりますけれども、周知の仕方につきましては、指定管理者と十分協議をしながら、よりよい利用について、市民の方にもっと知っていただけるような広報の在り方等もこれから検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 じゃあ、あともう1点なんですが、先ほども言及がありましたけど、やはり使い勝手が悪い、主に高齢の方が使う施設として使い勝手が悪いといったことも、一般的の利用が少ない理由なのではないかなと思います。事前に情報公開請求で提供していただいた、今回の指定の申請に関します事業計画書の中に、施設の現状に対する認識及び今後の在り方ということを書いていただいている。その中にも、市民が広く利用する公の施設として利用されていますが、ふれあいの里に米子市の行政機能が一部移転したことにより、会議室不足を起因とした定期的なプラザの会議室の利用があり、また災害時の啓成地

区の指定緊急避難場所及び指定避難所として指定されるなど、行政機能の補完的な役割も果たしています。施設の設置後30年が経過しようとしており、施設の老朽化が進んでいますので、公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づく計画的な改修と改修経費の確保が必要となっていますというふうに事業計画書に書かれているんですが、このことに対して、市の今の考えを伺っておきたいです。

○松田委員長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 このシルバーワークプラザにつきましては、この計画書のほうに御指摘いただいてますように、特にコロナ以降、会議室としての利用というのがかなり、行政としての利用というのが増えているというのが実情としてございます。引き続き、このシルバーワークプラザをどのようにして使っていくのか、先ほども答弁申し上げましたように、こちらはどなたでも使える、市民の方にも使っていただける施設でございますので、行政利用だけではなくて、市民の方にもっと幅広く使っていただけるように周知も必要でございます。そのほか、建物も築30年が経過した建物でございますので、点検等を行いまして、必要な修繕等も重ねてまいりますし、今後のこの建物の使い方については、今、シルバーワークプラザ条例におきまして、建物の目的に沿った使い方をしているわけでございますけども、今後また、そのほかの利用の方法については、このシルバーワークプラザだけではなくて、全体としての市としての方針を決定することだと思いますので、シルバーワークプラザは、引き続き利用の目的に沿った使い方をしてまいりますけども、そのほかのところは、全府的な課題として考えるべき問題だと思います。以上でございます。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 今回の議案は了としますが、そういった今後の方向性なども早めに示していただければと思いますので、要望しておきます。以上です。

○松田委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号、米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時36分 休憩**

**午前10時48分 再開**

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、福祉保健部から2件の報告がございます。

初めに、米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案について、当局の説明を求め

ます。

小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** 米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案につきまして、別添のとおり作成いたしましたので、御報告いたします。資料を御覧ください。

1、計画改定の趣旨についてでございます。本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って2015年2月に米子市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、市の区域における新型インフルエンザ対策の総合的な推進に関する事項や、市として実施すべき具体的な対策を定めました。今般、新型コロナウイルス感染症対応を経験し、新型コロナへの対応で明らかとなつた課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できるよう、市行動計画を改定いたします。

続きまして、2、計画の位置づけについてでございます。市行動計画は、2024年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画と整合性を図り、2025年1月に改定された県行動計画に沿って策定しております。

3、計画改定の時期についてでございます。国は、市町村行動計画の改定を2026年7月までに完了することを目途としておりますが、本市では2026年3月に改定を完了させる予定です。また、改定後も関係法令の改正や社会情勢の変化に応じて、必要に応じた点検と見直しを行うこととしております。

次に、4、計画案の概要についてでございます。

(1) 目的です。本計画では、感染症危機を市の危機管理における重大課題として位置づけ、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を保護すること、そして、市民生活や地域経済への影響を最小限に抑えることを主たる目的として対策を講じます。

(2) から(4)につきましては、3ページ目の資料で御説明をいたします。資料を御覧ください。資料は、本計画の第3部の各対策項目を、発生段階ごとに主要な内容を表にまとめたものです。

まず、現行計画からの変更点です。1つ目の変更点として、感染症危機の発生段階を従来の5つの段階から準備期、初動期、対応期の3つの段階へと再整理し、特に準備期の取組を充実させることとしております。各発生段階に応じた対策として、準備期は感染症がまだ発生していない段階とし、対応体制の定期的な点検や改善を行い、発生に備えて事前の準備を行います。初動期は、海外または国内で感染症が発生した段階とし、市の対策本部を立ち上げ、直ちに初動対応の体制に切り替え、最新の情報収集を行います。対応期は、県内の発生当初から終息までの期間とし、県と連携し、病原性に応じて完成拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各対策を実施いたします。

2つ目の変更点として、対策項目についてもこれまでの6項目から7項目へ拡充をしております。2つ目の項目のうち、情報提供・共有は現行計画にもありましたが、今回の改定でリスクコミュニケーションが新たに盛り込まれました。コロナの際に誤った情報や偽りの情報が広がり混乱を招いたことから、リスクコミュニケーションとして偽・誤情報が広がることを防ぎ、感染症に対するリテラシーを高める内容の取組を盛り込んでおります。5つ目の項目、保健と6つ目の項目、物資は、今回の改定でそれぞれ対策項目として追加となりました。保健では、国・県と連携し、健康観察や生活支援への協力など、地域の感

染状況に応じた取組を行います。物資には、有事に必要な感染症対策物資の確保や備蓄に関する内容を盛り込んでいます。

また、本計画では、複数の対策項目に共通して考慮すべき視点として、人材育成、県との連携、そしてDXの推進の3つを重視しております。まず、人材育成については、中長期的な視野に立ちながら感染症危機管理に関わる人材の育成を継続的に行い、新型コロナ対応の経験を有する職員の知見を他の職員と共有する機会を設けることとしています。次に、県との連携では、県は措置の実施主体として中心的な役割を担う一方、市は市民に最も近い行政単位として、予防接種や生活支援などを実施する立場であることを踏まえ、平時から緊密な連携体制を整えてまいります。さらに、DXの推進としまして、情報政策部門と連携をしながらDXを推進し、業務の効率化と迅速化を図ることとしております。

次に、ページを戻っていただき、2ページ目を御覧ください。5、計画案検討の経過についてでございます。市町村行動計画を作成する際には、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者の意見を聞くこととされており、10月に米子保健所長から意見を伺い、7月と11月には学識経験者が委員となっておられる社会福祉協議会において意見聴取を行い、素案に反映しております。

次に、6の今後のスケジュールについてでございます。令和7年12月22日から令和8年1月20日の期間でパブリックコメントを実施いたします。その後、いただいた意見を踏まえて計画内容を最終的に検討し、計画を完成させます。完成した計画は公表し、県へも報告をいたします。

御報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

吉岡委員。

**○吉岡委員** このたびの委員会に際しまして、事前の質問に対応していただき大変感謝しております。

米子市では、高病原性の鳥インフルエンザの発生を受けて県と共同して対応されまして、迅速ですばらしい対応だというふうに感謝をしておるわけですが、この高病原性鳥インフルエンザは、アメリカなどではもう既にほかの家畜にも感染をしており、そこからまた人への感染というのも認められておりますので、もうヒトヒト感染が起こる直前というふうに捉えていいのではないかと思っています。そういう意味から、もう既に準備期に入っているというふうに感じておりますが、このたびの高病原性の鳥インフルエンザの発生に関して、そういう新たなパンデミックに関する危機感というのは関係機関でどのように共有されていたか、教えてください。

**○松田委員長** 小西健康対策課長。

**○小西健康対策課長** このたびの鳥インフルエンザといいますのは、人への感染というのは鳥との濃厚接触者がある場合に感染する可能性があるが、まれであるというふうに言われておりましたので、すみません、人への感染防止に関して、健康対策課としては特に対応のほうはしておりません。

このたびの鳥インフルエンザに関連しましては農林課のほうで、ホームページ等で、死んだ鳥に直接触らないことであったりといったような注意喚起のほうは、市民のほうに

はしているところでございます。以上です。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 濃厚接種者のみにリスクがあるということですが、結局、養鶏に従事されていた方にはそのリスクがあったということですので、そこからヒト感染、ヒトーヒト感染ということもありえない事態であったのではないかなというふうに認識をしておりますので、そういうところから、まずこの対策ということは見ていただかないといけないと思っています。それを踏まえましても、今回のこの計画の改定でリスクコミュニケーションという項目が入ったことは高く評価をしたいと思います。鳥インフルエンザの発生時も、いたずらに市民に不安を与えることなく、しっかりと情報提供していただいて混乱を招かなかつたということは、とてもよかったですと感じております。

ただ、こここの概要の3ページにもありますように、市民等のリテラシー向上、これに関しましては、科学的根拠に基づく最新情報の迅速な発信ということは本当に大切なことなんですが、私、医療関係者としての自戒も込めて申し上げますと、行政とか、例えば医療者から、これは科学的根拠に基づいた正しい情報であるんだというような、結局上から目線の発信というものが大変反発を生んで、人々の分断を生んだなというふうに感じております。それは、コロナ禍終わっても今も続いており、大変な社会的な問題になっているということを私は感じております。

なので、こここの計画にもありますけど、リスクコミュニケーション、人材育成とか、2ページの4番、人材育成、県の連携、DXの推進といったことは、このリスクコミュニケーションに対しても大変重要な視点であると思っております。このリスクコミュニケーションの人材育成というのは大変難しいことなんではないかなと私は感じているんですが、そういう反発されるような、双方のお気持ちに沿ったコミュニケーションということが大事になりますので、これはどのように人材育成を図っていくおつもりであるのかということを伺っておきたいです。

○松田委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 市として推進します政策におきましては、そういうリスク、エビデンスとかに沿って、基づいてやることを基本とはしますけれども、相談窓口の設置であったり、双方のコミュニケーションを通じて個人を尊重したり、リスクコミュニケーションの方法も取りながら実施することっていうのがとても重要だと思っておりますので、今後、そういうことを含めての人材育成ということを、その辺も、市としてというよりも、県や国が実施されます研修等にも職員等も参加をして、そういう知識も深めながら、今後、人材育成のほうを図っていきたいというふうには考えております。以上です。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 市としましても、人権尊重に関する条例がこのたびできる予定になっております。その中にも個人の価値観を尊重するということが明記されていますので、そういうことを重視しながら進めていただきますよう要望をしておきます。以上です。

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、本件については終了します。

次に、米子市フレイル対策推進指針（案）について、当局の説明を求めます。

桑本フレイル対策推進課課長補佐。

○桑本フレイル対策推進課課長補佐 そうしますと、フレイル対策推進指針（案）について説明いたします。本指針案は、鳥取大学医学部の森田明美教授を座長といたしまして、市内の介護事業所の代表者などを中心に策定委員会を組織し、内容を検討してまいりました。また、11月18日に開催された社会福祉審議会での意見を踏まえまして、作成したものでございます。今後の予定といたしましては、本委員会での報告を経て策定作業を進め、広報よなご3月号を通じて市民の皆様へ概況をお伝えするとともに、次年度以降の施策へ反映させていきたいと考えております。

それでは、フレイル対策指針案について、概要版を基に説明いたしますので、資料を御覧ください。

まず、本指針策定に至った経緯と位置づけについて掲載をしております。これまで令和3年12月に策定した米子市フレイル対策実行指針に沿った形で各事業を実施し、令和5年度には、フレイル予防アプリの開発やフレイル度チェックの全市展開、チェック結果に応じた予防実践の取組を官民協働で行ってまいりました。これまでの取組で得られたデータや明らかになってきた課題、社会情勢の変化などを踏まえ、今後のフレイル対策の方向性や目指すべき目標等を示すものとして本指針を策定しようとするものです。

また、本指針は、米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に掲げるフレイル予防の推進について、今後の方向性等を示したものであります。そして、福祉分野の上位計画である米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画や、その他関係する計画と整合を図りながら、施策を推進してまいります。

次に、米子市の現状と課題についてです。本市の人口は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年までの15年間で1万人以上減少すると推計される一方、高齢者は約3,000人増加し、高齢化率は34.8%と令和6年度の1.16倍になると見込まれています。また、要支援・要介護認定者数は団塊の世代が80歳以上を迎える令和12年度から上昇傾向が強まり、令和22年度には令和6年度の1.24倍になる見込みでございます。また、介護給付費等についても、令和6年度は約141億円だったものが令和22年度には約184億円と推計されており、1.30倍程度増加することが予想されます。このように、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し、高齢化が加速していくと、労働力不足をはじめ、経済活動の縮小や税収の減少が懸念されます。また、高齢化が進むことにより、地域コミュニティの衰退や、介護給付費、医療費といった社会保障費の増大が見込まれます。

資料2ページ目を御覧ください。こちらには、これまでのフレイル対策の取組をまとめております。

1つ目に、ICTを活用できる環境を整え、フレイル対策の全市展開を行ってまいりました。令和5年のフレイル予防アプリのリリースに併せて、65歳以上の要支援・要介護認定のない市民全員にフレイル度チェックの案内送付を始めました。また、アプリを活用して日々のフレイル予防の取組をポイントにつなげる健康ポイント事業もスタートさせたところです。

2つ目に、フレイル度チェックの案内送付に併せて、チェックからその結果に応じた予

防実践まで一体的に取り組む体制を、介護事業者をはじめとする民間事業者の協力を得ながら構築いたしました。また、チェックの回答状況や結果に応じて個別に訪問する体制をつくり、ハイリスクの方への早期介入も行っているところです。

3つ目に、フレイル予防の地域展開として、フレイル対策拠点で「ふらっと、運動体験！！」を開催するとともに、その様子をネット配信するリモート運動体験も市内全公民館で実施しております。現在は公民館に加え、隣保館や自治会の集会所などでも開催しており、より身近な場所でフレイル予防ができるよう拡充を図っているところです。

次に、こうした取組の成果をまとめております。

まずはチェック結果ですが、令和5年度には57.0%だった健康の割合が令和6年度には59.4%、今年度は、9月末時点ですが、64.2%と年々高くなっています。また、年代別に見ると、年齢を追うごとに健康の割合が低くなる傾向ではありますが、健康の割合が50%を下回る年代が、令和5年度は80歳から84歳の年代だったものが、令和6年度には85歳から89歳の年代へ後倒しになったことも成果の一つと考えております。このほか、「ふらっと、運動体験！！」やリモート運動体験は実施回数と参加者がともに増加し、フレイル予防の地域への広がりを感じています。特にリモート運動体験は、地域の自主的な取組として実施しておられる公民館もあるほか、自治会集会所で取り組んでおられるところも増えております。

資料3ページを御覧ください。こうした成果もある一方で、課題も見えてまいりました。

1つ目は、参加人数の広がりについてです。先ほど述べたように、フレイル度チェックの結果が健康の割合は年々高くなっていますが、実施人数は1万人前後で横ばいとなっています。また、フレイル度チェックの結果がプレフレイル、フレイルの方に案内しているフレイル予防実践教室への参加者数も約200人程度と横ばいで推移しており、参加者を増やす取組が必要です。

2つ目は、栄養・口腔面からのアプローチについてです。フレイル度チェックの設問ごとの結果を見ると、他の設間に比べて栄養・口腔に関する設問でのフレイルの割合が高い傾向にあります。また、令和6年度に実施した尚徳中学校校区でのフレイル予防巡回健診では、低栄養の方の割合が全国と比較して高い傾向にあることが分かりました。これまで各公民館で口腔機能や栄養をテーマとした講座の開催や、フレ飯プロジェクトを中心に食からのアプローチを行っていますが、より効果的なアプローチ方法の検討が必要だと考えています。

3つ目は、令和6年度に実施した尚徳中学校区でのフレイル予防巡回健診で、全国と比較して高血圧の傾向であること、また、骨粗鬆症リスクが高いという結果が出ており、実態に合わせた対策を検討する必要があると考えています。

そして、このような成果と課題を踏まえ、今後の取組の方向性を次のようにまとめました。

1つ目は、フレイル度チェックの推進です。フレイル度チェックを自身の体の変化に気づくきっかけとして活用してもらうため、引き続き推進するとともに、現在実施しているアプリ、対面でのチェック、郵送の3つの方法を、それぞれ優位性を踏まえて、効率的かつ実効性の高い方法で実施してまいります。

フレイル予防実践教室については、チェック実施後の行動化につながりやすい対面での

チェックを増やすため、チェック会場を増やすとともに、教室の内容や効果を知つてもらうための体験会を開催いたします。

次に、予防実践の拡充として、より多くの方に楽しくフレイル予防に取り組んでいただけるよう、ダンスやeスポーツなど、多様な要素を取り入れたいと考えております。また、フレ飯プロジェクトを中心として栄養面での普及活動に取り組むほか、小・中学校の給食を通じてフレイル予防について啓発するとともに、家庭での意識啓発にもつなげてまいります。

4つ目に、地域へのフレイル予防の拡大として、リモート運動体験の会場を増設し、より身近に、そして気軽に参加できる環境を整備するとともに、サロン等の支援も行ってまいります。

5つ目として、フレイル予防は早くから取り組むことが効果的であることから、働く世代への啓発にも取り組んでいくほか、民間事業者と連携して、日常生活の中でフレイル予防習慣を身につけることができる仕組みづくりに取り組みます。

資料4ページ目を御覧ください。このような取組の下、フレイル対策の運動、栄養・口腔、社会参加などの各分野において、令和11年度の目標を次のように定めました。本編では29ページから詳細を掲載しておりますので御参考ください。令和5年度から令和7年度までの集計データを基に鳥取大学医学部の森田教授に分析いただいた推計値を踏まえ、令和5年度の実績値の2分の1ないし3分の1程度改善した値を目標値として設定しております。

そして、フレイル予防の効果額を試算したものを下段に掲載しております。試算の前提条件などは本編35ページから掲載をしていますので、そちらを御参照ください。介護給付費等については、令和元年度から令和5年度までの実績値を用いて、令和11年度まで介護認定開始年齢が毎年0.1歳ずつ後ろ倒しとなり、83.0歳になった場合の効果額を試算しています。効果額の試算に当たっては、各年度の新規認定者数と年間介護給付費等をこれまでの実績からそれぞれ推計するとともに、介護サービスを受ける期間を約2.2年と仮定して算出しております。その結果、令和7年度から令和11年度までの5年間で累計効果額を、公的負担額、本人負担額を合算して約25億円と試算したところです。

次に、令和11年度までのフレイル度チェックの結果が健康である人の割合が推計値どおり推移した場合の医療費の削減効果額の試算を掲載しています。こちらの詳細は本編37ページに掲載しておりますので御参考ください。令和5年度の国民健康保険データベースシステムから抽出した、健康、プレフレイル、フレイルそれぞれの判定結果における1人当たりの年間平均医療費を用いまして、令和11年度までのチェック結果の割合が推計値どおりに推移した場合と令和6年度の割合で推移した場合の差額を各年度の効果額として算出しており、その累計額を約12億円と試算いたしました。なお、この効果額は要支援・要介護認定を受けていない方を対象範囲としております。

以上のように、目標を設定し効果額を試算しておりますが、引き続き各事業の進捗状況を点検し、効果検証を行なながら、新たな課題に対しては必要に応じて見直しを行ってまいります。そして、フレイル予防の取組は、単なる長寿を目指すものではなく、健康寿命を目指し、人生の最後まで自分らしく豊かで幸せな生活を送るというウェルビーイングな未来へつながるということも含め、啓発していきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 社会参加のことについて伺いたいと思います。社会参加に関することで、心の部分も含めてというふうにありましたけど、聴覚の低下による社会参加がなかなかしにくくなるという部分についてはどのように検討されたのか伺います。

○**松田委員長** 賴田フレイル対策推進課長。

○**賴田フレイル対策推進課長** ヒアリングフレイルの方々に対する取組ということは、この委員会でも矢田貝委員のほうからも、これまで御意見があつたというふうに承知をしております。そういう中で、我々のヒアリングフレイルに対する啓発という部分では、アプリの中に聞こえのセルフチェックというものを組み込みまして、御自身でチェックをしていただいて、その結果に応じて専門科医のほうへの受診勧奨というところを促しているというところでございます。以上です。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 概要でも触れられてなかったように思いますし、行動計画の案の中にも具体的にそういう表記も見られませんけれども、アプリの中のチェックを御自身でやってください以降からの一押しっていうのはどうされるおつもりなのでしょうか。

○**松田委員長** 賴田フレイル対策推進課長。

○**賴田フレイル対策推進課長** チェックの結果に応じてその方が受診をされるかされないかというのは、その一押しっていうところは重要だということですけれども、なかなか御自身の意識をどう変えていくかというところをもう一つ行動化にどうつなげていくかということもあるかと思います。今、委員が御指摘をいただきましたように、アプリでこういったものがチェックができる、あるいは、そのほかにもオーラルフレイルや認知症チェックということもアプリのほうでは可能でございますので、そういった記述をこういった指針の中にも加えていきたいというふうに考えております。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ぜひ指針の中にそれら、今認知症もおっしゃってくださいましたけれども、様々な角度から健康がより維持、増進できるように、必要ならば医療機関を受診をしていくっていうところまで後押しをして、聴覚につきましては、より社会参加が継続するために、必要な方には補聴器にまでつながる必要があるんじゃないかなというふうに思っているんです。

この指針については、今回概要版、また本編のほう見させていただきましたけれども、今後、どのようなタイミングでこの指針見直して、よりよくしていくタイミングというのはどういう計画でいらっしゃいますか。

○**松田委員長** 賴田フレイル対策推進課長。

○**賴田フレイル対策推進課長** このたびの指針の取り扱ってる期間というのは、令和11年度までをひとまずの区切りとしております。ただ、この指針につきましては、フレイル度チェックを全市展開をしました令和5年から令和7年の速報値を踏まえて作成をしているところがございますので、その令和11年までの間でも、必要に応じては適宜内容を見

直していきたいというふうに考えております。以上です。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** もう 1 点伺います。働く世代からのフレイル予防っていう部分については、どのように具体的に関わっていかれるのか、教えてください。

○**松田委員長** 賴田フレイル対策推進課長。

○**賴田フレイル対策推進課長** やはり、フレイル対策というのは 65 歳からではなくて、なるだけ早くからというところは伝えていきたいということがありますので、フレイル予防の啓発ということには力を入れていきたいというふうに思っております。

また、具体的に、今年度もフレイル予防の習慣化キャンペーンというのを 40 歳以上の方を対象に行っておりまし、健康ポイント事業の、例えば日々のウォーキングといったものも 40 歳以上の方々を対象に行っておりますので、そういったフレイル予防の習慣化ということについて力を入れながら、啓発をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 健康対策課のほうとしての関わりというのは何かあるんでしょうか。

○**松田委員長** 小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** フレイル予防に関しましては、健康対策課でも重要なことと考えておりますので、健康増進事業と併せて、一緒に啓発等を今取り組んでいるところでございます。以上です。

○**松田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ぜひ健診というところまで意識づけをしていただきたいというふうに思っておりますので、両課で協議を進められていく、そして指針もしっかりと見直し、強化していただきたいというふうにお願いをしておきます。以上です。

○**松田委員長** ほかに質疑、意見等は。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 計画案のほう見させていただきました。私としましては、少し健康の判定について疑問を持っておりますので、その観点から伺ってまいりたいと思います。

健康判定が増えているということを基に様々な計画を評価しておられるわけですが、あくまでも自己判定ということで、その辺りの信憑性についてはどのように考えておられますでしょうか。

○**松田委員長** 賴田フレイル対策推進課長。

○**賴田フレイル対策推進課長** 委員おっしゃいますように、このチェックは 25 間の主体的な回答に基づいて判定をするものでございます。その域を脱しないというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、これまでこういった方々の状態を知るすべというのがなかったわけですから、令和 5 年からこういった全体的な、市全体で行うことによって、こういうデータができるてきたというのは一つの成果だというふうに思っております。以上です。

○**松田委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** この判定に対して、例えば、元気エンジョイパスポートとか健康ポイントというようなインセンティブが健康であるという自己判定に与える影響というのは、どのように排除されると思われますか。

○松田委員長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 先ほどおっしゃいました健康ポイント、あるいは、それから、パスポート事業というのは、これはアプリを活用してチェックをされた方に対するインセンティブでございまして、健康だとかそういうことの判定に対するインセンティブではないというふうに思っております。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 私の考えでは、そういったアプリを活用して判定をする方が増えたことで健康の割合の方が増えたのではないかというふうに分析をしております。尚徳地域では少し全体とは違った、異なった結果になっているようですが、尚徳地域ではどのようにチェックをされたんでしょうか。

○松田委員長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 尚徳圏域でのフレイル度チェックは、同じ25問の設問を行っております。ただ、そこは対面でアドバイスを受けながらというか、これはどういう意味ですかというようなことをきちんと説明をした形で行っているので、若干全体的な集計よりも集計値としては落ちているのかなというふうに考えております。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 なので、かなり尚徳地域でのチェックっていうのは信頼が置けるのかなというふうに感じております。それを基にして様々な効果とか今後の課題とかを分析をしておられるわけですが、私は、通いの場が増える、体操したり運動をする場が増えたりとか、あと栄養面のアプローチ、あとアウトリーチの掘り起こしで重症化を防ぐというような取組は大変評価しているところなんですが、市民をある意味、健康、プレフレイル、フレイルというふうにレッテル貼りをして、そこを評価するという全体の考え方に対しては、ちょっと懸念を抱いているところです。

取組の目標値ということで今回5つ上げておられます。この中にも評価するところとちょっと疑問に思うところとあるんですが、これはあくまでもアウトプット指標ということで、この事業のアウトカムというのは、この効果額、介護給付費削減効果額というのと医療費削減効果額、そして、フレイル予防で健康寿命を延ばし、自分らしく豊かな生活を送るというウェルビーイングな未来ということがアウトカムということでおろしいでしょうか。

○松田委員長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 おっしゃいますように、今ここに上げております目標値というのはアウトプットの部分が多いというふうに思っております。ただ、こういうことを実現していくと、先ほどおっしゃられたような介護給付費や医療費の削減、あるいは、そういったウェルビーイングな世界というものにつながっていくというところは、おっしゃるように、アウトカムの部分だというふうに考えております。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 私が一番懸念しているのはその部分です。その医療費削減とか介護給付費削減ということがアウトカムになった場合に、そこに当てはまらない市民というのはどのようになるのかということです。要介護に至る、83歳に初要介護認定ということで、介護給付費の削減ということが試算をされているわけですが、要介護の原因というのはフレ

イル、衰えだけではないはずです。疾患とか障がい、認知症、精神、社会環境の複合的な結果であって、こういう示し方をされますと、フレイル対策万能、あと、フレイルチェックの健康というものが健康の判定基準だというふうに市民が誤解するという懸念を私は非常に感じています。フレイルチェックの健康という判定は、本当に全人的な健康であるかという、疾患も含めた健康であるかというと、それは違うと思います。なので、そこに誤解を与えないよな周知というのも必要なんですが、ここまでグラフも示してということになると、非常に万能感を演出しているようなふうにも思えます。

それは先ほども申し上げましたけど、あと、ウェルビーイングということの価値観ですね。最後まで健康寿命を全うして、元気でやりたいことがやれることができその人の幸せであるというような、そういう価値観の刷り込みとか、決めつけということにつながるというふうに考えています。人々は様々な価値観を持っていて、行政の都合のいい価値観を押しつけるようなフレイル対策ということであれば、私は明確に反対をしなければならないなというふうに思っていますので、こういった指針をつくるに当たりましても、そういう皆さんの幸福の価値観に対する違いというものもしっかりと反映をさせていただいて、どっちかというと、ウェルビーイングがアウトカム指標とよく最近言われますけど、幸福度というよりは満足度ということで判定をしていただくほうが間違いないのかなというふうに感じておりますので、進めるに当たっては考慮をしていただきたいというふうに要望をしておきます。以上です。

**○松田委員長** 賴田フレイル対策推進課長。

**○賴田フレイル対策推進課長** 吉岡委員にいろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。フレイル予防の目的というのは、要介護状態の発生を防いだり、できるだけ遅らせる、そして、高齢者の心身機能の維持、向上を図ることをもって自立した生活や社会参加を支えていくことだというふうに考えています。ですので、これはまた厚生労働省の介護予防の目的とも、そこは合致するものというふうに思っております。このフレイル予防というのは、先ほど言われたように、万能型というふうには私どもも思っておりませんで、あくまでも御自身の体の状態に気づく入り口だというふうに思っております。ですので、こうした意識づけや啓発の中に、誤解を与えないよな啓発のやり方も含めて行っていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

**○松田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 今、課長がおっしゃいました、フレイルっていうのはあくまでも一つの取組だと思いますので、少し何か広く解釈すると、これを刷り込みという捉え方をされるとなかなか施策は進まないんじゃないかなと思って聞かせていただいておりましたので、それは今、意見として申し上げたいんですけど、私、フレイル対策推進課がフレイルを取り組むというのは、それはもちろんいいと思うんですね。それを通してほかの、どういうふうに、先ほどちらっと言われましたけども、認知症もそうだし、聴覚もそうだし、それらが必要な医療につなげやすくする、そういうきっかけづくりの役割っていうのもこのフレイル対策の中に必要だと思いますので、その辺り、部長、どのように思っているのか、また、副市長のお考え等があれば、ぜひ伺っておきたいというふうに思います。とってもフレイル対策、していかないといけない取組だと私は思っております。しかし、健康を、介護予防の期間を増やすとか、そこだけではない大きな社会参加という視点が欠けると、

なかなか難しい取組になるんじゃないかなというふうに思っております。その辺りをぜひお願いします。

○**松田委員長** 塚田福祉保健部長。

○**塚田福祉保健部長** 委員さんおっしゃいますとおり、もともとは、フレイル対策課で今やっていますけれども、介護保険事業の中の介護予防事業という位置づけでございます。今、少し特化して、フレイル対策ということでそういった取組をやっておりますけれども、それに限らず、全体様々な、認知症の施策ですとか、そういったものとも連動してといいますか、一体となってやっていかないといけないというところでは、もちろん私もそのように思っておりますので、そういった視点が、今、予防の部分で事業の部分だけが特化されるのではなくて、そういった周りの支える部分といいますか、市民に啓発する部分とかということも、観点も取り入れて考えていきたいと思っております。

今いろいろな、地域でリモート運動体験などもやっておりますけれども、そういったことも、それが広がりになってるんですけども、すごくいい、今地域で広げていただきおりまして、そこに参加される方もボランティアさんで、利用される方ではなくて、支える側としてもボランティアさんで関わっていただいたりしておりますので、そういったことは特に広げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○**松田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 大変貴重な御意見といいましょうか、お尋ねであると思います。

まず、最初にちょっと申し上げたいのは、先ほど吉岡委員から非常に、刷り込みというような言葉も含めて御指摘を受けたのは、私は正直、大変悲しい気持ちで聞かせていただきました。先ほど課長からも申し上げたとおり、この健康というものに対するアプローチ、価値観というのはそれぞれあると思いますし、幸福度も、それもそれぞれあると思います。それをそもそも刷り込むというようなアプローチというのは存在しないと思いますし、ただ、一方で、自分の人生の、自分自身、一人一人の人生にどういうふうに向かい合っていくのかということを、これ、問いかけるのがこのフレイルの取組ではないかなというふうに思っております。

大変うれしい話で、この間の先週土曜日、高校生フォーラムという催しがありますと、私、大変うれしかったんですけど、高校生の皆さんのが探究学習の中で、このフレイルの問題、介護予防も含めてですね、2つ発表していただきました。非常に我々が目指してるところを端的に、彼ら、彼女らは捉えてくれたなというふうに思ってます。つまり、高齢期だけの問題ではなくて、生涯を通じてどんなふうに生きていくのか、その中で健康という基盤がやはり大きな基盤として存在すると。このことに生涯を通じて向かい合う、そして、高齢期からではなくて、自分たち高校生のほうからそういった意識を押し上げていくんだといったような発表をしてくれました。これはすばらしいし、やっとフレイルもここまで来たなというふうに思って、私、大変うれしく聞かせていただきました。

何が申し上げたいかということをある一つの起点、これ、いろんな事情があって、今フレイル対策というのが国を挙げて取り組まれてるところでありますけども、この起点にあるのは一人一人がいかに充実した人生を送るのか、このことに対して誰も否定する人はいないんだろうと思います。そのことを実現する手立ての中に、従来の単純ないわゆる健康対策といいましょうか、ということだけでは語り尽くせない、あ

るいは意識し尽くせない要素がある、その問題。その一つは、矢田貝委員も今おっしゃったことにつながるんですけど、やはり社会性の動物ですので、人間は、孤独、孤立の中にはなかなか幸せというのを見つける。やはりいろんな形、一人一人の価値観を当然大事にしながら、社会とどうつながっていくのか。実はこのテーマもこのフレイル対策の中で大きな要素としてあると思っております。先ほど部長も申し上げました、その一つの様態としてフレイル対策、運動体験等がコミュニティーで広がってる、これはとてもいいことだろうと思っております。

フレイル対策推進課は、私の考えであります、この取組を強力に進めるために時限的につくったものであります、いずれ市の組織の中にこれが溶け込んでいく。なぜかというと、これは、フレイル対策というものは、市の施策の様々な部分に実は溶け込んでいくべき内容だというふうに思っております。以上であります。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ありがとうございます。

この地域参加、社会に広がりというところをいくと、実施会場が広がってきてているというところのお答えをよくいただくんですが、それ自体は大変評価するところであります。参加される方、そういった気づいた方をどのような必要なところにより一歩後押しをして、行動変容していくのかということだと思いますので、引き続き御検討いただくように、前向きな推進をしていただくようにお願いをして、以上で終わりたいと思います。

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

吉岡委員。

○吉岡委員 副市長に御答弁いただきましたので、私も意見を申し上げたいと思います。

非常に悲しいということでしたが、私が懸念をしているということは、今の状態がすごく悪いということを言っているわけではなくて、例えば、先ほど国を挙げてとかという言葉がありましたが、国を挙げて、市を挙げて、そういうことを、健康であるべきということが静かな同調圧力になっていくような、そういう社会というのは、私は望ましくないと考えています。今は社会参加であったり健康をつくっていく支援という観点でやっておられるかもしれません、そうやって、国を挙げてとか、社会を挙げて、市を挙げてとやっているうちに、いつの間にか規範ということになって、人々を縛っていくということになるのではないかということを懸念をしています。なので、程々にやっていただくようにお願いをしたいと思っております。

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時37分 休憩**

**午前11時41分 再開**

○松田委員長 次に、陳情第106号、米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例の一部改正に関する陳情についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体、米子西高等学校みらいチャレンジ6Dの石破慶治様に御出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、石破様、お願ひいたします。

**○石破氏（参考人）** このたびは、米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例の一部改正に関する陳情と、米子市内においての路上などでのたばこ等のポイ捨て対策強化を求める陳情の意見陳述をする機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

ただいま御紹介いただきました米子西高等学校みらいチャレンジ6D班代表の石破慶治です。本来は私と4人のメンバーで活動しております。今回の意見陳述では、班員の気持ちを背負って頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、私たちの班名であるみらいチャレンジについて簡単に説明させていただきたいと思います。このみらいチャレンジは、米子西高校の探究学習で米子市の課題を見つけ、その課題の解決策を提案することを目的としています。この活動は米子市と連携協定を結んでおり、日頃より米子市役所の職員の皆様に多大な御協力をいただいております。

このみらいチャレンジ活動では、5月頃に米子市内を歩き回り、課題を何個か見つけます。私は、そのフィールドワークの日、熱を出して行けなかったのですが、残りの班員がそのときに、公園や道路などでのたばこのポイ捨てや喫煙をしている人を見つけました。子どもが遊んでいる近くで喫煙したり、フィールドワーク中の班員の目の前でたばこを吸う人がいました。このような現状を見た私たちは、米子市の課題をたばこのポイ捨てと受動喫煙にしました。

この課題を解決するために、私たちは受動喫煙がどれくらいの距離からかと、ほかの市町村の取組を調査しました。調査した結果、受動喫煙の距離は、アメリカのボルチモア大学の調査した結果を日本禁煙学会が翻訳した資料1を参考にさせていただきました。無風状態での臭いや発がん性物質の到達距離が7メートルといった結果が出ているので、受動喫煙の距離はおよそ7メートルにしました。このデータはあくまでも無風状態のデータになっているので、風がある状態などによって変化するものと思われます。ほかの市町村では、条例などによって喫煙禁止区域を設け、分煙を促進している自治体が多く見られました。

このことを校内の中間発表で発表したところ、講評していただいた方から、陳情というもので議会に提案してみたらとアドバイスをいただきました。これらの結果を基に、私たちの班は、受動喫煙を防止するために条例の改正の陳情を出すのがいいんじゃないかといった結果になりました。条例の改正により米子市内での受動喫煙を防止し、日本の将来を担う若者の受動喫煙によるがんなどの病気の予防になるのではないかと思っております。

そこで、今回提出させていただいた陳情に条例の改正案を書かせていただきました。議員の皆様方には、改正案にあるような公園内での喫煙の制限や、8メートル以内での非喫煙者がいる場合に喫煙を控えるなどといった、分煙を促進することを明記していただきたいと思っています。

陳情理由については、陳情書に書いてある4点、現行条例における受動喫煙防止対策の限界、子どもを対象とした受動喫煙被害の徹底的な防止、公共空間における明確なルールによる快適な環境の実現、市の推進事業、ウォーカブル推進事業との整合性確保と歩きたくなる町なかの実現の4点となっております。

以上で米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例の一部改正に関する陳情の意見陳述を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○松田委員長 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 今日は、石破様、お越しいただきありがとうございました。

提示していただいた資料1に関しまして伺いたいんですが、ここのグラフの説明にあります、急性健康障がい距離4メートルとありますが、この急性健康障がいとはどのようなものを指すかというのを教えてください。

○松田委員長 石破様。

○石破氏（参考人） この急性健康障がいというのは、たばこの臭いを吸って、ちょっと気持ち悪くなったり気分が悪くなったりする距離であるといった結果です。

○吉岡委員 ありがとうございます。

○松田委員長 ほかに質疑はございますか。

渡辺委員。

○渡辺委員 これは陳情者さんじゃなくて、当局にちょっと聞きたいんですけど、今、陳情の方が言われるよう、条例では公共の場所という位置づけですから、健康増進法より幅が広いですよね。例えで書いとる河川とか公園も全部含まれてますよね。言われるように、喫煙してる人を見ることがあるんです。

それで聞きたいのは、この条例の15条の過料がこれまであったのか、過料を取ったことがあるのか。それと、この条例に関する身分証っていうのがありますよね、身分証、この条例の規則の中に。それは誰が持つとられるのっていうのは、その身分証に書いてありますよね、こういうことをしたら過料になりますよっていうのが裏面に書いてあるんですよね、みんなできれいなまちづくり条例の。それは誰が持つとられるかって。要は、過料を取るにはその身分証を携帯しないと駄目だと思うんですけど、その実績を教えてほしいんです。

○松田委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 今の過料に至る実績ということで御質問だったと思います。実際、過料に至るまでに当然、指導、命令という段取りを踏んでいくことになります。実際、過料に至ったことがあるのかないのかということになりますと、実際のところはないです。こういったものの条例をつくっていると、ほかにもあるんすけれども、米子市以外でもそういった、例えば過料に至るケースがあるのかないのかというと、実際のところにつきますと、つくられてるところも実際そこまで至ってるケースはなかなかないというふうに認識しております。というのが、最終的に過料まで至る罰則規定までつくってところにつきましても、そこへの実効性というよりも、むしろ罰則規定を設けることによって一定の抑止力を持たせるために条例をつくってのようなところもございまして、先ほど委員さん言われました、じゃあ、実際取ったことがあるのかどうかっていうところになりますと、その実績はございません。以上でございます。

〔「身分証は誰が持ってる。」と渡辺委員〕

○松田委員長 身分証は誰が。

足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 すみません、ちょっと今の段階で私はっきり、じやあ誰が持ってるっていうことは、今答えられなくて申し訳ございません。ちょっと確認しておきます、そちらにつきましては。申し訳ございません。

○松田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 要は、これがどれぐらい市民が分かってて、どうなかつていうの徹底もまだまだですし、そういうもんは誰がじゃあ指導、注意するのかつていうのも、すっと分からぬ。それは職員なのか、依頼をするのかつていうのは、ちょっとはっきりはしなかつたんですけど、まあいいです。

○松田委員長 ほかに、参考人に対して質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 次に、陳情の賛同議員であります森田議員の説明を求めます。賛同議員は賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

森田議員。

○森田賛同議員 米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例の一部改正に関する陳情について、賛同理由を述べさせていただきたいと思います。

受動喫煙が人体、とりわけ成長期にある子どもたちの健康に重大な悪影響を及ぼすことは、皆様御認識いただいていることだと思います。これまでに公共施設や屋内空間における喫煙規制というものは一定程度進められてきたというふうに認識をしておりますが、一方で、規制の目が届きにくい屋外空間における望まない受動喫煙という課題は依然として残っているものであると認識を持っております。

本市では、歩行喫煙に関しては制限がございますが、今回の陳情理由の説明にあったとおり、実態として非喫煙者への十分な配慮が伴っていないのが現状であると考えております。本市は、居心地がよく歩きたくなる町なかを目指し、歩いて楽しいまちづくりに力を入れております。しかし、整備された歩行空間で市民や来訪者が望まない受動喫煙による不快感や健康不安を感じるようでは、まちづくりの目標を達成することはできないのではないかでしょうか。誰もが快適に過ごせる公共空間をつくるために、屋外であっても喫煙に対する一定程度のルールと具体的な配慮が必要であると考えます。

以上の理由から、本陳情に賛同の意を表明いたします。以上でございます。

○松田委員長 賛同議員に対して質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求める。

門脇委員から、こう回ります。

門脇委員。

○門脇委員 石破様、今日はどうもお疲れさまです。ありがとうございました。

今、陳情理由説明いただきまして、改めて私たちの置かれている環境というものについて気づかされたような気がいたします。その中で私は、陳情第106号につきましては、採択しない、不採択でお願いしたいと思います。

この改正案の中で、どうしても一つ引っかかるのが第8条、周囲8メートル以内って、この数字が8メートル以内っていうところがちょっと引っかかっておりまして、ここに示されてますように、風があれば距離も変化すると。それから、喫煙者が多いときにはもっと離れなければならないとか、反対に、あるいは喫煙者の方のほうに非喫煙者の方が寄ってきた場合というようなこともあると思いまして、改正健康増進法では、こういうところ、屋外で喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮をしなければならないと、こういうふうなことも明記がされてまして、ちょっとこの8メートルがどうかなという気がいたしました。

それからもう一つ、8条の2、公園内においての喫煙ということですけども、この第1条と第8条に、先ほど渡辺委員が言われた公共の場所ですね、この中にも公園は入るわけですけども、改めてここで公園ということが書いてありますけど、これは読んでいけば、未来を担っていく子どもを守るという観点でということでここに上げられてると思いますけども、また、この公園の種類がございますので、どういう公園かという、都市公園もあれば、緑地公園もあり、児童遊園地もあるのかもしれませんし、そういうことで、この第2条に用語の意義について条例では書いてありますので、これも公園というものもちょっと付け加えないといけないのかなとも思ったりしております。条例ですので、そういうところがまだまだ練ってほしいなと、進化できるのではないかという、そういう思いから、陳情106号に対しては採択しない、不採択でお願いしたいと思います。

○松田委員長 次、渡辺委員。

○渡辺委員 先ほど当局からも伺ったんですけど、私は、今のこの条例も制定してるんですけど、まだ発揮していないと思うんですよね、条例の意味を。それと今、門脇さんが言われた改正健康増進法、あれも規制のことが、あれは過料が本人だったら30万ですよね。こんな金額じゃないですね、市の条例とは。それと2つ合わせて、特に米子市の場合、この公共の場所っていうのが広いです、意味がね。道路、公園、広場、河川、その他屋外ということで、建物っていうのは改正増進法で第一種で定められてますけど、第二種では多くの人が集うところは当たりますよというふうになってるんで、我々は市役所に来てますから、その関係で喫煙所がなくなったり、健康増進法っていうのはきつい法律だなと思ってますけど、なかなかやっぱり市民には行き通っていないんですね。僕はそれをするのが先で、今から条例を変えてどうこうっていうよりは、大変御苦労いただいたのは分かるんですけど、それが先で、それから以降、どう変えていけばいいのかっていう議論が筋の議論だと思ってますんで、今回せっかく出していただきましたけど、採択しない、不採択ということにさせていただきます。

○松田委員長 次、吉岡委員。

○吉岡委員 私も、結論から言うと不採択ということにさせていただきます。

高校のお勉強の一環としてされたということですが、しっかりと調査をされていて、こういった全体の取組に対して、高校生だからという立場に立って判断するのは適切ではないと考えますので、しっかりと客観性を持って、これを自分なりに考えてみました。

資料として提出していただいた根拠になるこのグラフなんですが、こちらに閲します

も原著論文読ませていただきました。そもそもが、大学での喫煙場所が大学生が頻繁に通るところであることから、これが適切であるかどうかを判断するための実験であって、公園でたまたま出会うとか、米子市の屋外でたまたま出会うということにはなかなか当てはまりにくいということと、あと、この4メートルで急性健康障がいということで、先ほども説明がありましたけど、気分が悪くなったり、吐き気がしたり、目がちかちかしたりというようなことを健康障がいとして評価をしている論文がありました。

そういったことから考えますと、こういった物質による健康被害とかリスクというのは、これまでも再三申し上げていますが、量と頻度です。なので、どこまでそのリスクをゼロにするかということが問題になると思います。ゼロにすればいいというふうに一般的には考えがちですが、リスクというのは常にトレードオフの関係にありますので、このリスクをゼロにした場合は、ほかのリスクが生まれるという可能性も考えなければいけません。例えば、喫煙をするおじいちゃんに孫が近づけないのではないかとか、そういったコミュニケーションの問題とかもあります。それはコロナ禍のソーシャルディスタンスというようなときにも明らかになったリスクではないかと思います。

といったことから、先ほど来からおっしゃってますが、受動喫煙と肺がんというここには確固とした因果関係があります。それを基にした法規制とか条例もあります。今回の陳情を通して、私も米子市にこういった条例があるということを初めて知りました。ということからも、それを米子市内の大人がしっかりと自分事として考えて取り組んでいくということがまず大事で、それを周知徹底するということがまず先ではないかということを鑑みますと、さらなる規制強化というのは、ほかのリスクを生む可能性もありますので、この陳情は不採択というふうにさせていただきました。

○松田委員長 次、伊藤委員。

○伊藤委員 本日は、石破様、お疲れさまでございます。

私は、こうやって西高の皆様が米子市と連携されて、よりよい米子市にと課題を見つけて解決策を提案されるということは、若い世代の政治参加としてすばらしいと、まずもって敬意を表して、心より感謝を申し上げたいと思います。

私は、米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例のときも議員の一人としておりましたので、そのときも歩きたばこの問題は発言されておりました。議論もされておりました。

○松田委員長 12時過ぎましたけど、次の陳情もして休憩に入りますんで。

伊藤委員。

○伊藤委員 米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例のときも議員としておりましたので、そのときも歩きたばこのことはいろいろ議論があったところです。駅前通りにどれだけの人が歩いているかとか、あと、混雑はしているのかどうなのかみたいなようなこともありますて、あまりきゅうきゅうとしたようなことではいけないというふうなところから、歩きたばこというところは、そこはなくなったんですけども、15年も前のことでし、今はまた時代がちょっと、社会は変わっていっているのだなというふうに思っております。

そして、石破様もおっしゃられましたけれども、課題のことは私の周りでも、私も同様の課題認識はございます。私は朝日公園をよく利用しておりますが、ビアフェスタの翌日

はたばこの吸い殻が散乱しておりますし、ビールの缶が散らかっておりますので、子どもを連れていると慌てて片づけなければならない。この米子市の公園は全面禁煙となっているため、やっぱり、さっき渡辺委員がおっしゃられたように、知らない市民がたくさんいて、徹底されてないなというふうに思っています。啓発をしていくことはとても重要なと思っております。

また、先日、2日前ですけれども、側溝に今の時期ポリ袋だとかごみがありますと、その上に落ち葉がたまって、雨が降ると歩道がいっぱいに水たまりになって、子どもが朝の通学時間に歩けないというようなことがしばしばあります。やっぱりポイ捨てを含めて市民の意識啓発は必要だと思っております。

また、数名ですが、聞き取りをしておりました。そうしますと、毎朝、431沿いですけれども、会社前のごみを取らなければ、なかなかお店を開けるっていうのもとても難しいということでした。空き缶、たばこ、ポリ袋など散乱している、植え込みに空き缶が刺さっているというようなことも、やっぱり市民の意識変容を何とかしなければいけないねというようなお話をされました。

公共の場所における喫煙の制限というふうな強化ということですけれども、市民の健康保護と生活環境の向上を目的とされていること、また、周囲の影響を考慮した具体的な喫煙範囲には、おおむね私は賛同できると思っております。しかし、日本禁煙学会の提言の急性の健康被害が起こるたばこの煙の濃度、7メートルぐらいまで届くというふうなところの根拠的なものはどの程度かとか、それを実際に条例に盛り込むとしたらどのように計測をするか、その困難さ、また、このためにパトロール等を行うことになると新たな財源が必要なこと、また、その中で歩きたくなる町なかを実現するにはメリット、デメリットもあり、市民の理解はどの程度得られるかという懸念もございます。

喫煙、二十歳以上は禁止行為でないため、喫煙する人にも権利はあり、それを守らなければならぬ、そのためには喫煙所の適正配置等、分煙が十分できていない中の条例改正は難しいのではないかと思っております。いいきっかけですので、これを機に民意を集めて、また議論の上、市議会にもかける必要がございますので、これからは受動喫煙も含めての議論にいければなというふうに思っております。私は趣旨採択を主張したいと思います。以上です。

○松田委員長 趣旨採択ですね。

次、矢田貝委員。

○矢田貝委員 まず、米子西高等学校みらいチャレンジ6D班の皆様、そして石破様、本日はありがとうございます。この陳情につきまして、私は真摯に受け止めるべきものであるというふうに私は思ったということをまず申し上げ、皆様のこの活動の目的というのも初めに御説明をいただきました。受け止めさせていただきます。そのことはまず表明をさせていただきたいと思います。

そして、この陳情につきましてですが、この陳情内容、極めて具体的、新しい内容、変更ということで、すばらしい取組、新しい視点だというふうに評価をさせていただきました。一方で、議会というものは、あらゆる考え、あらゆる立場からの意見等も慎重審議をしていくべき場所だというふうに考えております。その過程、議論が大切だというふうに考えているところでございます。また、その議論に上げるための議会運営上の議員として

の努力というのも必要だというふうに考えているところでございます。

ということで、提出者のお考え、趣旨は十分に受け止めさせていただきますけれども、この陳情は具体的提案をなさった上で、このようにという内容になっております。議会への陳情としてはなじまないというふうに考えます。

不採択を主張させていただきます。

○**松田委員長** 次、又野委員。

○**又野委員** 結論から私は言いますと、趣旨採択を主張したいと思います。

本日は、石破様、ありがとうございます。本当に思いも伝わって、私は話を聞けてよかったです。

この受動喫煙については、健康に影響があるっていうのはもう明らかになっているところであり、やはりどうにか対応しなければならない問題として、いろいろ進んでいるところではあります。私、以前はたばこ吸ってたんですけどもやめまして、もともと吸っていた関係があって、全く受動喫煙について自分自身はあんまり気にしてなかったんですけども、子どもができたからは、一緒に子どもといふときとか、周りにたばこ吸っておられる方がおられると、ちょっとやっぱり気になるようになってきまして、どうにかならないものなのかなというふうに、その頃から考えていました。

最近もちょっとと思うのが、実際に公共の場所におられる歩行者とか、立っておられる方だけではなくて、車に乗っているときに窓を開けながらたばこを吸っておられ、その灰を外に落とすという方もすごい気になるようになりますし、以前に比べたら全然少なくなってきたんですけども、それもどうにかならないのかなっていう気持ちが実はずっとありますし、そういう意味からも、こういう趣旨で陳情を出されるっていうことには、本当に私、そのとおりだなと思ったところで、趣旨は賛同するんですけども、ただ、先ほど来ありますけれども、公共の場で本当にそういう距離の制限をした場合どうなるのか、動いている状態の中で距離の制限ができるのかっていうところも、非常に私の中では悩めるところがありまして、具体的なところになってくると、もっといろんな意見を聞いて検討していく必要があるのではないかと思いまして、趣旨採択で主張したいと思います。以上です。

○**松田委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 今日は、石破さん、どうもありがとうございます。高校生の皆さんを考えられて出していただいた陳情ということで、中身としては、何ていうんですかね、まちづくり条例の一部改正に関する陳情ということで、先ほど渡辺委員のほうからも御意見がありましたけれど、今あるこの条例の中でどこまでできるのかということを、やっぱりまずきちんと検証していく。現実には条例があっても守られてない部分、きちっとした、何ていうんですかね、管理を行政のほうとしてもできない部分がありますので、そこの検証なくしてこの条例を一部改正を持っていくというのは、やっぱり私は少し違うんだろうなというふうに思ってますんで。ただ、言われるように、受動喫煙防止の考え方とか、たばこを吸わない人は、ま、私は吸うんですけども、吸わない人のそういうった権利をきちんと守っていくということ、これは、もっと言うと、条例以前の常識だったりマナーであったり、例えば子どもさんがそばにいれば、灰皿があったにしても吸わないとか、そういうことはいわゆるマナーとか常識の話だと思いますので、この条例の前段に、これは法律の前段で

もそうだと思うんですけど、常識だとかマナーっていうのは当然あるわけですから、やっぱりここにある内容で、もう少しきちっと市民の皆さんに、行政としても啓発活動も通じて守っていただけるように、もっと言うと、市民の皆さんのが自発的に守ろうと思っていただけるような町になるようにしていくというのが、まず前段かなというふうに思いますので、私はこの一部改正に関する条例に関しては、採択をしないことを主張させていただきたいと思います。

○松田委員長 ただいま、伊藤委員と又野委員から趣旨採択という御意見がありましたので、初めに趣旨採択についてお諮りします。

本件について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員、又野委員]

○松田委員長 ありがとうございます。賛成少数であります。

それでは、改めて採決いたします。

陳情第106号、米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例の一部改正に関する陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手なし]

○松田委員長 賛成の意見はありませんでしたので、本件については採択しないと決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第106号について、採決の結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○松田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本件は終了します。

次に、陳情第107号、米子市内においての路上等でのタバコ等のポイ捨て対策の強化を求める陳情についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体、米子西高等学校みらいチャレンジ6Dの石破慶治様に御出席いただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、石破様、お願ひいたします。

○石破参考人 米子市内においての路上等でのタバコ等のポイ捨て対策の強化を求める陳情を出させていただいた、みらいチャレンジ6D班代表の石破慶治です。先ほどに引き続き、よろしくお願いします。

班名のみらいチャレンジなどの説明は、先ほどの陳情でさせていただいたため割愛させていただきます。私たちの班は、5月のフィールドワークを行ったときに、米子市の路上などに多くのたばこのポイ捨てがされているのを見つけ、たばこのポイ捨てを課題としました。

それでは、私たちが米子市の課題としているたばこのポイ捨ての現状について、調査した結果を見ていただきたいと思っております。

まず、調査ルートの資料5を見てください。今回調査したルートは青線が引かれているところで、私が小学生時代に通学していた通学路を調査対象にしました。

続いて、11月16日の調査結果の資料6と写真資料の2を見てください。この調査では、通学路に104本のたばこの吸い殻を確認しました。この地図の赤い点がたばこの吸い殻が落ちていた場所になります。この地図を見ると、敷地内、禁煙施設の周辺歩道においてたばこのポイ捨てが集中する傾向が見られています。

次に、1週間後に調査した、11月23日の調査結果の資料7と写真資料の3を見てください。この調査では35本の吸い殻を確認しました。今回の調査でも、地図にあるとおり敷地内、禁煙施設の歩道は特に吸い殻が多いことが分かります。また、新たに1か所赤い点が密集しているところが上のほうにあると思うんですけど、ここでは排水溝付近に同じ銘柄のたばこと思われる吸い殻が捨てられていたため、恐らく同一人物が廃棄したものと思われています。

次に、写真が9枚ついている写真資料の4を見てください。この資料の上の段と真ん中の段が、今回の11月23日と11月16日の調査で吸い殻が落ちていた場所の写真の一部になっています。下の写真は、5月のフィールドワークのときに班員が吸い殻を発見したものになっています。

今回の調査では、排水溝の網々のところのちょっとした隙間に捨てられていることが多かったです。恐らく、排水溝に捨てようとしたものではないかと思います。

次に、一番下の段を見てください。5月のフィールドワークで発見した写真の一部に、左下ですね、大量の吸い殻の写真があります。私は直接見ていないので、詳しいことは分かりませんが、班員いわく、同じ種類の吸い殻ということでした。この場所でも同じ人が常習的にポイ捨てをしているか、たばこの吸い殻入れなどに入れたたばこの吸い殻をここに廃棄したのではないかと思われます。

今回、11月16日と23日に回収した吸い殻の現物を資料として持参したので、ぜひ御覧ください。お願いします。

#### [事務局員が各委員に資料を提示]

11月16日の分は一部となっていて、11月23日は全て載させていただきました。回収した吸い殻の中には、火をつけて吸う通常のたばこだけでなく、火を使わない電子たばこの吸い殻も多く捨てられていました。

このような吸い殻が散乱している状況は、米子市の歩道などの印象を悪くするだけでなく、極めて深刻な環境問題を引き起こします。特に、排水溝や川などに入ってしまった吸い殻は、最終的に海に流れ出し、分解されないままマイクロプラスチックとなって自然環境に残ってしまいます。また、これから乾燥する時期は、特にたばこのポイ捨てで火災を発生させる危険性などもあります。このことを踏まえて、米子市で啓発活動の強化や、必要であれば条例の改正などの対策や、法律によって喫煙が禁止されている場所、例えば米子市役所や病院などの一部に喫煙所の設置を行っていただきたいと思っています。

本日は、大変貴重な機会をいただき、ありがとうございました。これで意見陳述を終わりたいと思います。

**○松田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、この陳情の賛同議員であります森田議員の説明を求めます。賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

森田議員。

○森田賛同議員 続いて失礼いたします。米子市内においての路上等でのタバコ等のポイ捨て対策の強化を求める陳情につきまして、賛同理由を述べさせていただきたいと思います。

たばこの吸い殻が路上や排水溝に散乱することは、単に町の美観を損なうだけにとどまりません。吸い殻に含まれる有害物質は、雨水を通じて海や川へ流れ込み、海洋汚染や生態系への深刻な悪影響を引き起こすおそれがあります。さらに、ポイ捨てされた吸い殻は、自然分解に非常に長い時間を要するため、長期的な環境負荷になることも懸念されます。加えて、火のついた吸い殻による火災リスクや、吸い殻の散乱による公衆衛生への悪影響なども想定されます。

以上の理由から、市民の快適な生活環境と環境保全を守るためにも、たばこのポイ捨て対策を強化することは重要であると考え、本陳情に賛同いたします。以上でございます。

○松田委員長 賛同議員に対して質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

岡田委員。

○岡田委員 引き続いて、石破さん、ありがとうございました。

こちらの陳情に関しては、米子市内において路上等でのタバコ等のポイ捨て対策の強化を求める陳情ということで、要旨の中には、米子市の現行の条例の一部改正や啓発活動等をさらに強化しということで、私はやっぱり条例の一部改正ということに関しては、ちょっと賛同いたしかねるところがあるんですけど、先ほどおっしゃってたように、例えば今の条例の中身の中で、やはり効果が出てない部分というのがありますから、この条例を基に強化していくことはやっぱり必要なんだろうなというふうに、今話を聞いてましてですね。特に、いわゆる敷地内禁煙の外でたばこのポイ捨てが見られる。これ、実効性のある対策っていうのは、これ私の勝手な解釈ですけど、やっぱりたばこを捨てる灰皿等の設置というものをしていく必要があるんだろうなというのを、今、石破さんの話を聞いておりまして、改めて私も意を強くしたところでございますけれども。ですので、現実に皆さんのが回られて、やっぱりたばこのポイ捨てがこれだけあるという現状を、条例改正ではなくて、実際のこの条例の下でどういったことができるのかということは、やっぱり僕は検討をしていく必要があるんだろうなというふうに思いますので、私は趣旨採択を主張したいと。

○松田委員長 趣旨採択ですね。

[「はい、以上です。」と岡田委員]

○松田委員長 次に、又野委員。

○又野委員 私は、結論からいうと採択を主張したいと思います。

このポイ捨て、たばこ等のポイ捨てですけれども、何においてもポイ捨てはいけないと思っております。地域のほうで時々一斉清掃とかありますと、本当にいろんなものが捨てられていて、たばこのポイ捨ても本当に、何か大分吸う人減ってきてると思ってるんですけども、結構あるもんだなど、本当に私も実感するところです。それを、実際こうやって歩いて、どれだけ落ちてるのかっていうのを調べられたっていうのは、まずそこはすごいことだなと。私は拾いながらも本数まで数えたりはしなかったので、すごいなと思ったところです。それを考えると、やはりそれだけ多くの、たばこをはじめポイ捨てがされてるっていうことは、環境の負荷も大変大きなものになりますし、先ほどから、見た目も景観も悪くなるということから、やはりこの取組っていうのは、まだまだ不十分なのかなと思いまして、強化すべきであると思いますので、採択を主張いたします。

○松田委員長 次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員 消防白書において、火災の出火原因の第1位がたばこであるというのは変わらずでございまして、十分に消火していない状態でのポイ捨て等ということに関して、特に消火でなくともですけれども、地方自治体として取り組む必要性があるというふうには考えております。また、そもそもたばこのポイ捨てというのは、様々な法律にも触れる行為であるということでありますので、ポイ捨て行為がなくなるために実効性のある対策を考えていく、講じる必要があるというこの陳情については共有できる部分でございます。一方で、先ほどの陳情106号のときも申し上げましたけれども、この条例の一部改正ということに向かうためには、議会において様々な過程を踏んでいくということが大切であるというふうに考えているところで、この部分には共有できないところでございます。ただし、ポイ捨ては、先ほども言いました法に触れるということであるとか、火災の出火原因ともなり得るというような注意喚起につきましては、一層この陳情内容を受け止めて、早急に取り組む必要もあるというふうに考えておりますので、趣旨採択とさせていただきたいと思います。

○松田委員長 趣旨採択ですね。

次に、伊藤委員。

○伊藤委員 私は採択を主張したいと思っております。

私もボランティアロードって、庁舎周りだとか、あと駅前、米子公会堂の辺り、コロナになるまでは、本当に毎年何回も何回も歩いて、ごみを拾うっていうようなことをしておりましたが、やはり先ほど石破様が持つてこられたようなたばこの吸い殻は、本当に人が見えにくいところにはたくさんあって、またそこにあると、またそこにどんどんと積み重なっていくというようなところを見かけたことがあります。本当にマイクロプラスチックの問題は深刻ですので、本当に生態系に悪影響を及ぼすというふうに思っています。また、最近観光も頑張って、米子市はお客様も多い中、そういうごみがあるというようなことは、やっぱりイメージの低下になるなというふうに思いますし、先ほど来ございます火災発生のリスクも深刻でございます。このようなことから、やっぱりこのたばこのポイ捨て対策の強化ということは、やっていかなければいけないなというふうに思いますので、採択したいと思います。以上です。

○松田委員長 次に、吉岡委員。

○吉岡委員 石破様、大変な調査、御苦労さまでした。こういった丹念な調査と分析によって大人のマナーの悪さというものが可視化されてしまったことについて、非常に残念に思っております。このことに関しましても、じゃあ、なぜここにこの人たちは捨てるんだろうというふうに考えたときに、先ほどの意見、陳述にもありましたように、結局は敷地内禁煙ということで敷地内から排除した、そのリスクをゼロにしたことによって、また違うところにリスクが生じているという考え方ができるのではないかと思いますので、具体的に言われた敷地内の喫煙所など、喫煙する方の権利を守るということも非常に実効性のある対策ではないかというふうに思っていますので、こういったことを検討をしていく必要があると考えております。ただ、たばこのポイ捨てだけを都市イメージの低下ということに結びつけるのはどうなのかなということはちょっと疑問に思っています。現状、私が目が悪いからかもしれないんですが、駅前とか、そういったところで特にポイ捨てが非常に多くて不快感があるというふうにはあまり感じおりませんので、その部分では少し感覚が違うのかなというところがありましたので、私も趣旨採択ということにさせていただきます。

○松田委員長 趣旨採択ですね。

渡辺委員。

○渡辺委員 結論から言わせていただきますと不採択で。非常に苦労して集められた。これには本当、心より敬意はしていきたいんですけど、この陳情の趣旨は、米子市として現行の条例の一部を改正して、そして啓発活動をさらに強化してください、これが趣旨です。だから、この趣旨に対して賛同できないと。ポイ捨てに関して、みんなできれいなまち条例の中の対象になってますので、2万円の過料なんですよね、ポイ捨ては。ただし、さっき言いましたけど、駅前とか人目があるところではしないんですよ、あんまり。人目のないところでやるか、私の家も道路沿いなんで、車で吸って外に投げる人もたくさんいるんですよね、結局。今回、大阪が万博やったんで、路上喫煙の禁止なんで、これ、さっき話があった、窓を開けてたばこ吸っている人は追いかけてって、路上喫煙の禁止です、要は受動喫煙になるんで。窓を閉めて吸ってる人は対象にならないというふうに、より一層ちょっと過料も含めて上げたんですよね。そういう中でずっと申し上げてますけど、私はまだこの条例がきちんと機能していないと思ってますから、そこから始めなきやいけないと。ここでいう条例の改正って言われてるのが、前の陳情のことなのか、それともポイ捨ての過料をもっと上げたほうがいいっていうのかちょっと分かんないですけど、この趣旨はそういう陳情ですから、ちょっと趣旨採択もできない。それは議会の決め事だと私は思うんですけどね。不採択ということです。

○松田委員長 門脇委員。

○門脇委員 先ほど、本当に吸い殻の実物拝見いたしました、こんだけマナーの悪い方、まだまだいるんだなと実感したところですけども。本陳情に関しましては、非常に共感するところが多いわけですが、やはり先ほど渡辺委員が言われましたように、どうしても要旨の中に現行の条例の一部改正という文言が入っておりますので、先ほど不採択と決したわけですので、やはりここはどうしても賛同するっていうふうにはならないと私は思いますので、不採択、採択しないでお願いします。

○松田委員長 ただいま岡田委員と矢田貝委員と吉岡委員からは趣旨採択という御意見がありました。初めに趣旨採択についてお諮りします。

本件について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員、岡田委員、又野委員、矢田貝委員、吉岡委員]

○松田委員長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、陳情第107号、米子市内においての路上等でのタバコ等のポイ捨て対策の強化を求める陳情については、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、先ほど趣旨採択と決しました陳情第107号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○松田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本件は終了します。

石破様、本日はお越しいただきありがとうございました。

民生教育委員会を暫時休憩します。

午後0時31分 休憩

午後1時30分 再開

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第90号、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 では、議案第90号、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

通知の議会運営委員会資料1、12月定例会議案の3ページ下段を御覧ください。これは、公共下水道の普及、農業集落排水施設の整備等によるし尿の収集量の減少及び諸物価高騰に鑑み、し尿の処理手数料の額を引き上げようとするものでございます。

改定内容につきましては、1回のくみ取り料18リットル当たりの処理手数料を、現行の261円から277円に引き上げることとするものでございます。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第90号、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**松田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立市民生活部次長。

○**足立市民生活部次長兼環境政策課長** そういたしますと、議案第95号、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者の指定について御説明させていただきます。

議運資料では7ページから8ページ目となります。こちらは、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者について、地方自治法の第244条の2第6項の規定によりまして議会に議決を求めるものでございます。

当該施設の指定管理者は、11月の民生教育委員会におきまして経過を御報告しましたとおり、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団でございます。当該財団は、米子水鳥公園を管理運営することを目的に設立された公益財団法人でありまして、開園時からのデータの蓄積及び環境保全ノウハウを有する団体はほかにないことから、当該団体を指定するものでございます。指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 一つ、お尋ねなんですかけれども、この水鳥公園を運営するための財団ということですが、これ5年ではなくて10年でもいいんではないかなと、指定期間がね、思うんですけど、以前もそんな議論があったと思うんですけど、今はどんな議論になってるんでしょうか。

○**松田委員長** 足立市民生活部次長。

○**足立市民生活部次長兼環境政策課長** 今の指定期間、5年にしてのを10年ではどうかというお話ですけれども、長くて安定的に経営ができるという利点はあるとは思うんですけれども、例えば今回の見直しによりましても、昨今物価の変動というものがあると思います。なので、一概に10年やつたらそこが安定して経営できるというわけではなくて、やっぱり時世に合わせたもの、給与の面にしましても、あるいは何か経営方針なりにしましても、短くスパンを切って、そこでの、例えば米子市と財団との意思疎通をしながらやったほうがいいんではないかというふうに思っております。ですから、5年というのも、もっと短いのもまずいですし長いのもと思って、5年が最適ではないかというふうに思ってるところです。以上です。

○**松田委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** もう十分、財団側と話はされているのかもしれないですかけれども、雇用の面

からすると、やっぱり 10 年のほうが私は適切ではないかなと思います。なので、また機会があるごとに、物価上昇については、またそのときはそのときで変えるっていうことはありきでも、やっぱり 10 年とか、そういう長いスパンのほうが雇用の面では安定しているのかなというふうに思いますので、十分な議論をしていただきたいなと思います。要望です。以上です。

○松田委員長 ほかに質疑はございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 95 号、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 36 分 休憩**

**午後 1 時 44 分 再開**

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、市民生活部から 1 件の報告がございます。

第 16 回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果について、当局の説明を求めます。

足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、第 16 回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果につきまして御報告させてやっていただきます。

資料についてでございますけれども、事前に 3 種類の資料を御提示させていただいております。昨年の報告時に、参考でもいいので会議資料の全文を提示していただきたいという御意見をいただきましたので、このたびは別添資料 2 として全文を用意させていただきました。そちらにつきましては、あくまでも参考で、本日はただいま通知いたしました会議の概要と、そして資料 1、会議資料の抜粋で御説明させていただきたいというふうに思っております。

それでは、本年の 11 月の 17 日に開催されました第 16 回中海会議の部会のうち、中海の水質及び流動会議の開催結果につきまして御報告いたします。

開催場所、そして出席者につきましては記載のとおりでございます。

会議の概要についてでございますけれども、今年度の水質・流動部会におきましては、事務局であります島根県から、令和 6 年度の水質状況、そして水質改善に向けた流入負荷、湖内対策に関する研究結果が御報告されました。引き続き水質モニタリングの実施、結果の分析、調査・研究を実施していくことが確認されたところでございます。

そうしますと、今、お送りしました資料1を御覧いただけますでしょうか。

(1) 概要についてでございます。資料1の1のところ、令和6年度環境基準、そして水質目標の達成状況についてですけれども、図1-1が調査地点になりますて、その右側の図1-2のグラフは、先ほどの図1-1の各調査地点における測定結果を示しております。左からCOD、全窒素、全りんの値を示しております。そして、水質汚濁の代表的な指標でありますCODにつきましては、環境基準点12地点のうち9地点で、そして富栄養化の原因となります全窒素につきましては11地点で、そして全りんについては10地点で中海湖沼水質保全計画の目標値を達成しておりますけれども、全ての項目におきまして、T-3になりますけれども、米子湾中央部が未達成ということになっております。ページの一番下、参考2が今御説明いたしましたものをイメージ図としたものになります。赤い部分が未達成の箇所を表しております。

次に、水質の経年変化についてですけれども、中段の図、参考1を御覧いただけますでしょうか。こちらのグラフは、測定を開始しました昭和59年から令和6年度までのCOD、全窒素、全りんの経年変化を示したものになります。白丸が中海の湖心、図1-1におけるN-6になります。そして、黒丸が最も水質が悪かった地点の数値を示しております。

参考1の表ですけれども、ちょっとこれ、見た目、令和5年までに見えますけれども、薄い縦線を5年刻みで示しております、R5が一番右の縦線になります。一番右側、白丸、黒丸が令和6年度、最新の値になっております。分かりにくくて申し訳ございません。こちらについて、下水道事業をはじめとしまして、様々な取組によりまして、中海全体の水質につきましては、長期的に改善傾向にあるというふうに報告があったところでございます。

それでは、次ページになりますけれども、参考の3を御覧いただけますでしょうか。こちらが、水質の目標未達成でありました米子湾中央部でのCOD、全窒素、全りんの経年変化を示したものになります。令和6年度は、赤潮の発生回数が過去5年間で最も多くて、その影響でやや高めの数値になっております。赤潮につきましては、プランクトンの増殖によって発生いたしますけれども、プランクトンによって好適な環境については原因種によって様々であります、赤潮の発生頻度が多かった理由につきましては一概には言えない状況でございます。また、米子湾の透明度につきましては、こちらも長期的には改善傾向にあるとの報告を受けましたけれども、令和6年度につきましては1.7メートルと、目標の2メートルを達成していない状況にございます。この原因につきましても、先ほど赤潮の発生によるプランクトンの増殖によるものというふうに考えられているということになります。

次に、真ん中の2、令和6年度水質流動会議報告事項についてですけれども、部会の取組といたしまして、中海の水質改善に向けた流入負荷及び湖内対策の検討に関する調査研究の報告がございました。米子湾エリアにつきましては、地形的に閉鎖性が強くて汚濁負荷が滞留しやすい特徴があるというふうに考えられるために、ほかの地点と比較しまして、くぼ地からの影響は相対的に大きいということでございます。

米子湾周辺のくぼ地の実態調査によりますと、全窒素、全りん、そして硫化水素の濃度につきまして、特に水深が深い高留鼻沖くぼ地において高くなる傾向が見られたということ

とでございます。今後も調査を継続いたしまして、くぼ地ごとの特徴など、米子湾エリアの状況を明らかにしていくとのことでございました。

それでは、ただいま通知いたしました資料を御覧いただけますでしょうか。

概要の2ページ目になります。こちら、ウの後段になりますけれども、ファインバブル技術を活用した底質の直接浄化技術の検討、こちらにつきましては、令和4年度までの結果から、広い水域では効果が限定的であるということが考えられたために、令和5年度から昨年までですけれども、米子水鳥公園のつばさ池で検証実験が行われたところでございます。ただ、閉鎖性が強い水域ありましたら一定の効果があることは分かりましたけれども、米子湾全域となりますと、費用対効果で課題があるために、こちらにつきましては令和6年度で終了というふうになったところでございます。

また、新しい評価指標の検討に向けまして、生物の生育状況の視点から沿岸域の水質に関する調査が令和5年度から開始されました。地域、地点ごとの特性を分析している段階でございまして、今後、生物の保全、再生につなげていく予定であると報告されたところでございます。

そして、最後になりますけれども、事務局、島根県からの説明の後に、本市、米子市長からは、2点意見を述べさせていただいたところでございます。

まず、1点目ですけれども、大橋川改修に伴う掘削土の有効活用ということで、彦名干拓地の近くとなりますけれども、油壺鼻沖くぼ地というところがあるんですけども、この埋め戻しが計画されているところでございます。このことは環境保全に寄与すると考えられますことから、埋め戻しの前後における水質の浄化効果について、検証していただきたいということを市長のほうからお願いしたところでございます。

また、2点目といたしましては、豊かな中海を実感する指標といたしまして、透明度を上げるための取組についても検討をしていただきたいと。米子市長からは以上2点の意見を述べさせていただいたところでございます。

また、それ以外では、境港市長のほうから、覆砂や浅場、藻場の造成による水質改善を進めてもらいたいということと、先ほどの埋め戻し、油壺鼻沖以外のくぼ地についても埋め戻しを進めていただきたいということの意見がございました。

それらの意見に対しまして、国交省のほうからの返答につきましては、浅場、藻場造成や覆砂につきましては、引き続き取り組んでいく旨、そして、埋め戻しについての水質比較、検証方法につきましては、今後の検討事項になるということの回答があったところでございます。

本市、米子市は、この中海会議とは別にも、国に対しまして、中海における覆砂による透明度の向上、栄養塩の溶質抑制及び浅場造成等による水質浄化事業をさらに推進とともに、新たな手法の検討を含めまして、米子湾の水質改善、環境修復を図ることを要望しているところでございます。今後も引き続きまして、この中海会議においても必要な意見を述べさせていただきまして、引き続き中海浄化事業の推進を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

又野委員。

○**又野委員** すみません、1つ確認ですけれども、くぼ地の埋め戻しについてですけれども、市長のほうからは、油壺鼻沖くぼ地について計画されているっていうことで、これ以外にも何か埋め戻しっていうのは、何か計画されたり、ここだけなんですか、今のところ。

○**松田委員長** 足立市民生活部次長。

○**足立市民生活部次長兼環境政策課長** 現状におきましては、そこが計画されている段階です。ただ、市長が先ほど申し述べたのは、その効果検証をしっかりとしていただいて、効果が出るんであればどんどんほかのところも検討していただきたいと。境港市長からも同じような意見を述べられているところでございます。以上でございます。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 分かりました。やっぱり元の状態にっていうことは、埋め戻しっていうのは大事だと思いますんで、引き続き、ちょっと効果を見ながら進めていただきたいなと思います。以上です。

○**松田委員長** ほかに意見等はございますか。

門脇委員。

○**門脇委員** 埋め戻しについて、引き続きなんんですけど、ちょっと記憶が曖昧でありますけど、中海会議の中では、今、答弁いただきましたけども、もっと突っ込んだ説明とかがあったように、新聞報道か何かであったように思うんですけども。いつ頃埋め戻しをやって、どこからどうやってっていうようなところの話はなかったんですかね。

○**松田委員長** 木村環境政策課環境保全担当課長補佐。

○**木村環境政策課環境保全担当課長補佐** くぼ地の埋め戻しに関してですけれども、今回進められているものが、大橋川の拡幅について、中海会議におけるもう一つの部会であります中海湖岸堤等整備に係る調整会議において進められている、大橋川改修における整備事業の1つでございます。洪水時の排水能力を強化し、松江市中心部の浸水被害を防ぐ治水事業の一環です。令和7年度の改修におきましては、中ノ島の掘削や大橋川下流狭窄部の拡幅により、掘削土が大量に発生する見込みとなっております。大量の掘削土を経済的に処理するために、中海のくぼ地の一部を埋め戻す土砂として有効活用するということが第一の目的としまして、副次的に中海の環境保全に寄与することも期待されているところでの埋め戻しということでこちらで把握しているところです。以上です。

[「了解しました。」と門脇委員]

○**松田委員長** ほかに意見等はございますか。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 資料1の2ページ目の中で、水質目標未達成地点の経年変化の中で、令和6年度の赤潮の発生回数の報告があるんですが、これは例えば温暖化の影響とかいうことであれば、令和7年度は今の時点で何回ぐらいとかっていう数値はお持ちでしょうか。

○**松田委員長** 足立市民生活部次長。

○**足立市民生活部次長兼環境政策課長** 大変申し訳ございません。令和7年度の数値については今持ち合わせておりません。申し訳ございません。

[「すみません。」と吉岡委員]

○**松田委員長** ほかに意見等はございますか。

[「なし」と声あり]

○**松田委員長** ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時57分 休憩**

**午後2時08分 再開**

○**松田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、教育委員会から1件の報告がございます。

初めに、官民連携・泳力向上学習について（モデル事業実施報告）について、当局の説明を求めます。

矢野教育委員会事務局次長。

○**矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長** そういたしますと、官民連携・泳力向上学習につきまして、その実施報告をさせていただきたいと思います。

今年度、小学校4校で実施いたしましたモデル事業ですが、このたびモデル事業におきます水泳授業が全て終了いたしましたことから、その実施状況等を報告しようとするものでございます。

大きい項目1番でございますが、事業の実施状況でございます。一覧にあります4校が、コナミスポーツクラブですとかパジャ米子などの事業者の協力を得まして、今年の6月から11月にかけまして、全学年の児童に対し、1人当たり5回ずつの水泳授業を行ったところでございます。

大きい項目2番の実施後の評価についてでございますが、（1）番で児童、保護者、教職員へのアンケートへ載せております。泳ぐことがうまくなかったか、楽しかったか、この2項目につきまして、そう思う、どちらかといえばそう思うという回答の合計値を載せております。御覧のとおり、肯定的な回答が多数を占める結果となっております。また、プール施設事業者からは、一般利用者からのクレーム等はないなど、記載させていただいているような意見をいただいているところでございます。

3番の事業の総括についてですが、泳力向上、それから学習意欲など、記載の5項目につきまして総括を行っておりまして、その内容は記載させていただいているとおりでございます。

その次のページでございますが、大きい項目4番で、次年度への展望、こちらについて記載させていただいております。児童の泳力向上に関しましては、さらに効果的な実施方法を今後検討していくため、今後におきましても学校と施設事業者との間で連携をさらに強化していくとともに、実施校の状況を学校間で情報共有していきたいと考えています。また、今年度の実施校につきましては、次年度も実施校として継続していくとともに、未実施校につきましては、学校プールの大規模な修繕が必要と見込まれる学校を選定し、施設利用への移行を検討していくこととしております。

説明は以上でございます。

○**松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求める。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 実施後の評価のところにありましたプール施設からの意見のところです。

2点目に、学年別の目当てに加えて、泳力別の目標設定をしてはどうかという意見をいただいていらっしゃるようなんですかけれども、そもそもこの今年度始まった4校において、水泳授業の指針っていうのは民間事業者と学校側とで共通で取り決めて進んだということではなかったという理解でよろしいんでしょうか。

○松田委員長 仲倉教育委員会事務局次長。

○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長 今、御指摘いただいた点なんですかけれども、共通で取り組んできたところではあったんですけども、来年度以降、もうちょっと密に連携したほうがいいのではないかという御意見をいただいているということで、このような表記にはなっておりますが、全くしていなかったというわけではありません。もっとより密にしていくことが必要だということで認識しております。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 その、ともに目標を設定したということで、ともに評価をして米子市側から、学校側から事業者のほうに、こういうふうに改善してくれというようなことが申し上げができるような形になってるんでしょうか。

○松田委員長 仲倉教育委員会事務局次長。

○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長 これにつきましては、あくまでやはり学校とインストラクターですね、そういった方々が連携を密にすることが第一でございますが、教育委員会としまして具体的なことを今、示しているところではありませんけれども、その他につきましては、このたびモデルが終わったというところですので、しっかり考えて、よりよいものになっていければというふうに思っております。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 スタートしたばかりですので、次から丁寧に目標設定から、また改善点は学校側から、また本市のほう側からも申し上げていけるような仕組みというものをスタート時点からつくっておかれるほうがいいというふうに思いました。意見でございます。

○松田委員長 ほかに意見等ございますか。

門脇委員。

○門脇委員 4番の次年度への展望っていうとこを中心にちょっとお聞きしたいと思うんですけども、まず確認ですけど、今年度、モデル事業4校のプール授業ですね、これ4校あって、来年度って当初どうでしたっけ、全校が外部のプール授業っていうことではなかったでしたっけ、ちょっと確認させてください。

○松田委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 最終的には全校が民間のプール施設のほうに移行して水泳学習を行うという方針ではあるんですけども、これは段階的に進めていくということで、初年度の今年はモデル事業として位置づけさせていただいた上で、4校で展開をしていったということでございます。

○松田委員長 門脇委員。

○門脇委員 そこで、来年度、ここ次年度への展望って書いてありますけど、もうちょっと、まだいろいろなことがもし決まっているものがありましたらちょっと御説明いただきたいんですけども。

○松田委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 次年度の授業計画につきましては、一応予算編成中ということで、その前提でお話しさせていただきますが、一応、校数を増やす方向で考えているところでございます。

○松田委員長 門脇委員。

○門脇委員 まだ詳細についてはこれから詰めていくっていうことだと思いますけど、基本的に順次増やしていくっていうことですけど、それは来年度中にもう全校になるってことか、それとも何校かだけが来年度で、またその次、何校かみたいな格好になっていくっていうことですかね。

○松田委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 現在の検討状況ですが、来年度で全ての学校ということは、まだ考えておりません。段階的にちょっと何年かという詳細は申し上げられる状況ではありませんが、事業を拡大展開していく予定としております。

○松田委員長 門脇委員。

○門脇委員 普通に考えて、どの学校も均等に平等についてこの考え方方が一般的だと思うんですけど、そのプール授業に学校によって差が出てくるように思うんですよね。特に今後1年間通してプール授業ができるわけですから、外だと夏だけとかってなってしまいますけど、だから何か振り分ければうまくいかないかなと思ったりもするんですけど、ここで、プール授業を今、外部のプールで今やるようになって、今年の分のいろいろアンケート結果だとか、良好な、何ていいますかね、ほとんどいい方向になってると思うんですけど、ただ、今度の夏、外部のプール使わないところは、また夏が来て、ある学校ではプール授業ができないとかっていうようなことが起こり得るんじゃないかなと思いますけど、そこら辺りの対策も考えていいかないといけないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○松田委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 この事業が官民連携ということで、プール施設事業者の方と一緒にやっていくということもありますので、ちょっと先方さんの事情等も勘案しながら、今、計画を進めているところです。ただ、おっしゃるとおり、ちょっと違った形で事業展開をしているというところは事実でございますけれども、その辺りにつきましては、今、学校現場での水泳授業ですね、暑さ対策も含めてしっかりと環境を整えていきたいと考えております。

○松田委員長 門脇委員。

○門脇委員 要望になりますけど、先ほど言いましたように、学校間でプール授業に差が出ないっていうこと、影響が出ないようにっていうことが重要なことだと思ってますので、1年間通してできるっていうことで、外部プールが使用できるってことですよね、そこら辺りもちょっと検討していただいて、よりよい、どの学校にも均等に、なるべくプール授業が受けられるように、また検討してやってください。よろしくお願いします。

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時18分 休憩

## 午後2時20分 再開

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、議案第91号、米子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 議案第91号、米子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

11月25日開催の議会運営委員会の資料1にて御説明申し上げます。4ページを御覧ください。91号のところでございます。先月、11月の本委員会におきまして、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の令和8年度からの実施について御報告申し上げたところですが、この条例はその実施に当たりまして、給付費の支給に係る事業者として市が確認を行うに当たり、事業者が遵守すべき運営に関する基準を定めようとするものでございます。この条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、国の定める基準に従い、または参酌して定めることとされておりまして、本条例については国の基準と同じ内容で定めております。制定内容といたしましては、利用定員に関する基準のほか、初回面談、提供拒否の禁止等、資料に記載の運営に関する基準を定めております。

この条例の施行期日は、令和8年4月1日からしております。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

○又野委員 1つ確認ですけれども、議案質疑のときに、こども誰でも通園制度に参入できる保育事業者で、これまで保育事業の経験、実績がないような民間の営利企業も参入可能であるっていう答弁だったと思うんですけども、ごめんなさい、私ちょっと欠席をしてましたので、一応確認のため、それでよかったですかどうか確認させてください。

○松田委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 委員おっしゃいますとおり、株式会社などの営利企業も参入は可能でございます。

[「分かりました。」と又野委員]

○松田委員長 ほかに質疑ございますか。

[「なし」と声あり]

ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

又野委員。

○又野委員 こども誰でも通園制度そのものに反対というわけではないんですけども、先ほどの議案質疑の中でのやり取りもですけれども、この新しい制度でこれまで保育事業やっとられるところもちゃんと対応できるかどうか、まだ私としては不安に感じる中で、保育事業の実績、経験がないところも参入できるようになってること自体が私には不安といいますか、懸念が払拭されませんので、国の進めていることですけども、この議案自体に反対をいたします。

○松田委員長 ほかに討論ございますか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号、米子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、岡田委員、門脇委員、矢田貝委員、吉岡委員、渡辺委員〕

○松田委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 議案第92号、米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

同じく、議会運営委員会資料1にて御説明申し上げます。5ページを御覧ください。92号のところでございます。この条例も先ほどの議案第91号と同じく、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施に当たり定めるものでございます。その実施に当たりまして、実施事業者として市が認可を行うに当たり、事業者が遵守すべき設備及び運営に関する基準を定めようとするものでございます。この条例につきましては、児童福祉法の規定により、国の定める基準に従い、または参照して定めることとされておりまして、本条例につきましては、国の基準と同じ内容で定めております。制定内容といしましては、事業の運営に関する基準のほか、設備、職員等、資料に記載の事項に関する基準を定めているところでございます。

条例の施行日は、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

又野委員。

○又野委員 この議案についても先ほどの議案と同様ですけれども、保育事業の経験、実績がない企業も参入できるところにはやはり懸念が残ると感じますので、反対いたします。

○松田委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第92号、米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、岡田委員、門脇委員、矢田貝委員、吉岡委員、渡辺委員〕

○松田委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 議案第93号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

同じ資料の6ページを御覧ください。93号のところでございます。この条例は、国の定める基準の改正に伴い、国の基準に従い、または参照して定めることとされております。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定める本市の3つの条例につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。こちらも国の基準改正と同じ内容で改正を行っております。

改正内容といたしましては、1番に記載しております、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことによる法律の改正に伴い、条項等の規定の整理を行うこと。2番、地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、家庭的保育事業所等に置くべき保育士として、地域限定保育士を加えること。3番、乳幼児健診の内容が家庭的保育事業所等における健診の全部または一部に相当すると認められたときは、当該健診の全部または一部を行わないことができる。以上3点でございます。

施行期日は条例の公布日としております。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第93号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号、米子市児童文化センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 そういたしますと、議案第99号について御説明を申し上げます。

これは、米子市児童文化センターの指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定させていただきますのは、一般財団法人米子市文化財団でございます。指定管理者選定につきましては、公募によらず特定の法人等を選定する方法で行ったものでございます。

業務の範囲、それから管理の基準につきましては、今、表示されております議案書の72ページから73ページにかけて記載しているとおりでございます。また、73ページの一番下でございますが、指定の期間でございます。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としているところでございます。

説明は以上です。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

吉岡委員。

○吉岡委員 すみません。なかなか腑に落ちない部分がありまして、この指定管理者を非公募にする理由というのをもう一度述べていただけませんでしょうか。

○松田委員長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 児童文化センターの指定管理の非公募の理由でございますが、児童文化センターの設置目的といたしまして、児童の健全育成というのがあるんですけれども、これを効果的に達成していくということで、いろんな事業を開発していくことが定められております。具体的にプラネタリウムですとか、児童図書館、プレーパークなど、様々な事業に対応できる専門性のある熟練の人材が必要でして、そういう意味で、これまでにも多様で専門的な事業を多く実施してきてる、また、その人材を確保されている一般財団法人米子市文化財団、こちらの団体以外に代わりが務まる団体はないというところで判断をいたしまして、非公募で指名させていただいております。以上でございます。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 要するに、団体というよりも、属人的な部分が大きいというふうに捉えていいでしょうか。

○松田委員長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 指定管理ですので、個人の方がされるわけではないので、やはり組織として管理をしていただく中で、その管理に欠かせない人材として専門的なスキルを持っている方がいるというようなことでございます。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 私がずっと違和感があるのは、そういう専門的な人材でスキルを持った方はどの団体にとっても重宝されるというか、どの団体に行かれても活躍をされるのではないかなということを思いますので、この団体に限って優位性があるというよりは、その中におられる方たちの能力が高いということであって、それはほかの団体に移られても発揮で

きる能力ではないかなというふうにも思えるんですね。その団体に特有なものであれば、非公募というのも理由にはなると思うんですが、その部分がちょっとなかなか私自身腑に落ちないところがあるんですけど。例えばそういったスキルのある方というのは、ほかのところが例えれば指定管理取ったとして、そこに移ることでよりキャリアアップをする、より給料が上がる、そういうこともあると思うんですね。固定的な雇用が全ていいというような時代は終わったように思うんです。転職をすることで、よりそこから待遇がよくなるということもあるんですが、その団体にずっと縛られるということは、かえってそのスキルの高い方たちにとって本当にいいことであるのかどうかということが、私にとってはずっと疑問なので、この非公募の理由というのがなかなか腑に落ちないところであるんですが、それに対してちょっと明確に理由を述べていただけると助かるんですが。

○松田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 以前にも、このメンバーだったかどうか覚えてませんが、常任委員会でも申し上げたことがあります、指定管理制度の運用に当たって、特に地方都市、米子市も含めてですね、における悩みの種が、今の吉岡委員の御指摘の中に含まれるとと思います。先ほど、伊藤委員も水鳥公園のときに、もっと長い指定期間でもいいじゃないかというようなことをおっしゃいましたけど、実は共通する問題がここに存在しております。

以前も申し上げましたが、例えは都市部においてこういった、児童文化センターもそうでありますし、様々な文化系のホールとか、あるいは場合によっては博物館とか美術館とか、そういうようなものを民間で大量に、幾つも複数の施設を運営している民間事業者がいると、そこで施設の入替えがあっても、そこで人材をうまく回して、あるいは場合によっては館ごとの人事異動をかけてうまく回していくような事業者が幾つもあって、その競争性の中で事業者が決まっていくような環境があれば、これは吉岡委員がおっしゃるようなことが多分成立するんだろうと思いますけども、例えは当地において、分かりやすいのが学芸員なんかそうでありますし、児童文化センターも、保育士、あるいはこの地域にはそんなに数があるわけじゃないプラネタリウムの開設、操作、こういったようなものをやる職員、国家資格まではないと思いますけども専門性があると。こういったような職員が、では、いわゆる分かりやすく言うと、指定管理者が替わるたびにそこを転籍して、極めて不安定な雇用環境の中に置かれていいのかどうか、これは議論が実はあるところだと思ってます。

繰り返しですが、都市部のようにそういった有力な企業があつて、どんどん場合によつては優秀な職員が引き抜きにあうというような環境があれば、おっしゃるようなことが起きるんだろうと思いますけども、果たしてこの地域においてそんなことが存在するのかどうか。なかなかこれは難しいんじゃないかなと正直に思います。要は、そういう専門人材を抱えて、それができる体制を持っている、現実に今そういう団体が極めて限られていると。それは新たに人材を調達してくれば誰でもできるっていう話であれば、確かにそうだと思いますけど、そうすると、どつかよそのところから連れてくるか、あるいは域内の職員を、今やってるところの職員が職を失ったのを引き揚げることを前提に事業計画をつくると、こんな話になります。果たしてそれがいいことかどうかというのは、よくよく御議論いただきたい。これは非常に悩ましい問題だと思います。指定管理制度の民間の競争性の中で効果性を出していこうという話と、そこで働く人の雇用の問題をどう考えていくか

ということ、この両立を図っていく必要があるんであろうと思っております。

繰り返しになりますが、現実に類似の施設がこの地域になくて、それに対する専門的な人材体制を持つてる団体がいると。そこに出さずに専門的な実績や人材を現に持つてないところに出す、例えば東京や大阪の事業者が入ってきて、東京や大阪から職員を連れてきますという話であればまた別ですが、果たしてそういう事業者にやらせることが適切なのかどうかというのは、議会でもよく御議論いただければと思います。以上であります。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 今、副市長の御答弁聞いていて、認識の違いというのがすごく分かったんですけど、地方都市だから、そこに団体がないから競争できないんだっていうことではなくって、各地方都市の例えば指定管理などを大手の会社が請け負っているというような実態を見ますと、別にその地域になくてもほかの地域の団体が請け負ってくださって、そこに転職するとかそういった選択肢もあって、それが必ずしも本当にその方にとて雇用環境が悪化するのかっていうと、そこはむしろ大きな会社の福利厚生とかそういったものが得られるということであれば、その方にとっては逆にいいことになるというふうな考え方もあるので、田舎だから、地方都市だから、こういった団体が限られるので非公募だというようなことは、むしろ地方の限られる団体がよりよくなることを阻害するのではないか、やはり外との競争というのは排除すべきではないというふうな考えなので、私はずっと、ああ、違和感があるんだなというふうなことに、今、副市長の御答弁で気づかせていただきました。

○松田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 おっしゃるとおりだと思います、正直。ただ、一つだけ分かっていただきたいのは、極めて収益性が高くて一生懸命やれば稼げるような施設、ちょっと非常にストレートな言い方ですけど、そこは県外の資本や会社が入ってくるという可能性は大いにあるんだろうと思います。やりようによっては稼げる施設。果たして児童文化センターとか水鳥公園がそういう施設に該当するんでしょうか。つまり、県外資本が、わざに乗り出してきて、民としてどんどん稼いでいくというような施設では多分ないんじゃないかなと思ったときに、理論上は確かにその競争性を開けば出てくるということだとは思いますけども、御案内のとおり、指定管理者制度が入ってきたのは比較的、比較的といいましょうか、後年でありまして、平成18年頃だったと思いますけども、それ以前は委託だったという、こういった歴史もあって、そこで事業者をどれだけ、原則は公募だということは、これは間違いない事実でありますんで、公募を原則としつつ、そういったような専門性の状況や人材の確保の状況等々を勘案して、指名指定という例外措置を議会にあらかじめ御説明し、その方針を今日に至っているということは御理解いただきたいと思います。以上になります。

○松田委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 水鳥公園と児童文化センターを並べられたんですが、以前にも申し上げたとおり、水鳥公園そのものは指定管理者制度にはそぐわない、研究施設であるためにそぐわないというふうに考えています。児童文化センターも水鳥公園も収益施設ではないというふうに決めつけることそのものが、民間事業者の自由な営業の下にそれを生かした住民サービスの向上というものを利用とした指定管理者制度に、やはりそこが本当に合致して

のか、児童文化センターは例えばプラネタリウムなどを持ってますので、十分収益施設として可能性があると私は考えておりますので、最初から収益がないから外からの参入はないというふうな決めつけそのものが住民サービスの向上の妨げになっているというふうに考えてしまうのが私ですかね。

○松田委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

[「なし」と声あり]

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○松田委員長

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第99号、米子市児童文化センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を閉会いたします。

**午後2時43分 閉会**

**午後1時29分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 松 田 真 哉